HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	マルコス「新社会」イデオロギーとその限界
Author(s)	矢野, 秀徳
Citation	北大法学論集, 48(1), 189-248
Issue Date	1997-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15714
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(1)_p189-248.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

マルコス「新社会」イデオロギーとその限界

矢野秀徳

《目　次》

はじめに
第一章　戒厳令体制を生んだ政治社会構造
第二章　マルコス「新社会」イデオロギーの論理
第三章　マルコス・システムの限界――「バランガイ民主主義」について――
おわりに

はじめに

本稿は、フィリピン共和国第六代大統領フェルディナンド・E・マルコス（Ferdinand E. Marcos; 1917-1989）時代のフィリピン政治に関する一考察である。

マルコスは一九六五年から一九八六年までの二〇年余りの間

フィリピンの統治者の座にあり、うち七二年九月の戒厳令布告以降は独裁者として君臨し続けた。こうした独裁体制は単に暴力的手法に訴えるだけでは達成され得ない。国民に期待を持たせ支持を喚起することが不可欠である。その源泉となったのが「新社会建設」というマルコスのビジョンであった。そもそもマルコスは国民にどのようなビジョンを提示し、いかにして支持基盤を固めていったのか。これが本稿の主題の一つである。

もう一つの主題は「アジア的原理」の問題と関わっている。独立と経済発展という「資産」を背景に、東南アジアの政治指導者たちは「アジア的価値」あるいは「アジア的民主主義」なるものを主張している。しかし筆者はこうした現象をそれほど「新しい」ものとは考えていない。マルコスはすでに七十年代半ばの時点で、西欧的民主主義とは異質の「民主主義」制度の形成に着手していく。それが本稿でとりあげられる「バランガイ民主主義」であった。マルコスは従来のアメリカ型民主主義に代えて、「バランガイ民主主義」なるものを「フィリピン的民主主義」として導入しようとした。では、それは一体どのようなものであり、いかなる根拠から「民主主義的」だとされたのか。それは実際にはどのように機能し、どのような限界をはらんでいたのか。これが本稿のもう一つの検討課題である。

本稿の構成は以下のようになっている。第一章ではマルコスが独裁体制を形成しうるほどの支持を国民から調達し得た要因を、フィリピン政治社会構造の観点から検討する。第二章はマルコスの提示する改革案としての「新社会」イデオロギーの全体像をとりあげる。そして第三章では「新社会」における「民主主義」――「バランガイ民主主義」――の形成の背景や機能、その限界が明らかにされる。

第一章　戒厳令体制を生んだ政治社会構造

フィリピン人一般大衆の多くは、マルコスの戒厳令布告を静観の構えで受け入れた(1)。多くの貧しい国民にとって、戒厳令によって停止された数々の「市民的自由」は所詮中産階級や上層階級の「専有物」に過ぎなかった。また、戒厳令によって治安が向上したことも望ましいことであった。だが、知識人や学生たちは戒厳令を強く批判し、マルコスの権力集中と独裁化を危惧していた(2)。戒厳令以降しばらくの間続いた平静さは、そうした強権的措置がもたらす「恐怖感」によるものでもあったし、また戒厳令に至るまでの数年間の社会的混乱(3)への反動でもあった。しかし、マルコスに対する支持や期待感がより大きな役割

を果たしていた。

そこで本章では、多くの国民がマルコスへ「信任」を与えるに至った要因を、マルコスの政治手法とその根底となった政治社会的構造という視点から考察したい。

マルコスは「二つの顔」を持った政治家であった。一方ではフィリピン社会を変革しようとする「改革者」であり、他方では伝統的政治手法を用いた「パトロン」であった。このように一見すると矛盾した二面性を兼ね備えていたマルコスは、それをどのように実現していったのか、より詳しく見ていくことにしよう。

(1) 「改革者」マルコス

マルコスを台頭させたフィリピン政治社会の性質は、その階級社会的性質と改革可能性に関するものである。三五年憲法体制のフィリピン民主政治において社会改革を主張し実行する勢力が台頭することは、国民の側から見ればほとんど期待できなかった。その中で、マルコスはフィリピン社会を根本的に変革しようという論理を打ち出したのである。それは従来のフィリピン政治の文脈で考えれば革新的であった。フィリピン社会の改革の可能性が望み薄だったこと、そこにマルコスが改革を提唱した結果、「改革者」としてのマルコスへの期待は高まることとなった。

戒厳令以前（そして現在に至るまで）のフィリピン社会の特徴の一つは、その「二重社会」性にあるといえるだろう。各所得層への所得配分状況を一九七一年時点で見ると、最下位二〇％層、第二下位二〇％層、第三下位二〇％層、第四下位二〇％層、そして最上位二〇％層の世帯グループの総世帯所得に占める割合は、それぞれ三・七％、八・二％、一三・二％、二一・〇％、五三・九％となっている（全国レベル）。すなわち、全世帯のうちのわずか五分の一の「富める」世帯が総世帯所得の半分以上を支配・獲得しているということである。こうした傾向は、他の調査年度（五七年、六一年、六五年）についても基本的に変わっていない(4)。

このように、フィリピン社会では「持てる者」と「持たざる者」との間の境界線が明確に存在し、「階級社会」の性質を伴っていた。だが、そうした社会経済的差異は政党政治レベルでは反映されていなかった。二大政党のナショナリスタ党（Nationalista Party: NP）とリベラル党（Liberal Party: LP）の間には政策上の差異はほとんどなく、そもそも政策でもって

選挙戦を戦おうとする傾向に乏しかった。両党ともに本質的にはそれぞれの「特殊利益」を代表する地方エリート・名望家の寄合所帯で、個人が政党に優越していた。そのために、選挙時に党綱領が作成されたとしてもそれが各議員・候補者に守られることはほとんどなかった。要するに、戒厳令以前のフィリピン二大政党制とは、二つの「政党名」が存在するにすぎなかった。また両政党ともにエリート主導の現状維持勢力でしかなかった。両党議員の保守性は、例えば、歴代政権の農地改革が軒並み議員の激しい抵抗にあい挫折したことにもみることができる。

とはいえ、改革志向の政党がフィリピンにまったく存在しなかったというわけではない。その一つが、一九三〇年にコミンテルンの指導の下に共産主義的労働組合・農民団体が主体となって形成されたソ連派フィリピン共産党（Partido Komunista ng Pilipinos: PKP）である。[5] ソ連派共産党は翌三一年に指導者が騒乱のかどで逮捕されたのを機に非合法化され、地下活動を余儀なくされる。だが、四一年の日本軍占領後、抗日運動を組織（これは後にフク団＝Hukbo ng Bayan Laban sa Hapon に改組）し、支持基盤を拡大する。戦後は民主同盟（Democratic Alliance: DA）と呼ばれる統一戦線を通じて合法的議会主義路線の道を選択する。四六年の共和国初代大統領選挙ではナショナリスタ党と選挙協力を組んでオスメーニャを支持した。また下院議員選挙では対日協力者処罰・農地改革・民族主義を掲げ、中部ルソンからフク団総司令官ルイス・タルクを含む六人の議員を当選させた。だが、選挙違反を理由に議席を剝奪されてしまう。しかしこの「選挙違反」は口実に過ぎず、彼ら民主同盟議員がロハス政権下でのパリティ条項締結を巡る憲法改正に反対していたことが真相であった。[6] 四八年にはそれまで武装解除を拒否して政府軍と戦闘を展開してきたフク団と同様、ソ連派共産党も非合法化される。フク団は同年人民解放軍（Hukbo ng Mapagpalaya ng Bayan; HMB）に名称変更し、五〇年までには一万三〇〇〇人のゲリラ兵と五万人の支持者を擁するまでに拡大する。だがこの時期をピークとして、共産党ー解放軍の勢力は以後低下していく。同年一〇月にはホセ・ラバをはじめとする多くの党幹部が逮捕された。また武装闘争戦術の是非を巡る内紛も発生した。さらにマグサイサイによる弾圧と改革の両面作戦が功を奏し、五六年の時点では人民解放軍のゲリラ兵は七〇〇人、支持者は二万一〇〇〇人へと激減した。五七年には破防法（共和国法第一七〇〇号）の制定にともないソ連派共産党は再度公式に非合法化され、その後短期間のうちに多くの

党指導者が投降した。解放軍の士気や規律は低下し、次第に山賊化しつつあった。そして六〇年代後半、ソ連派共産党党員ホセ・マリア・シソンが解放軍の犯罪集団化と同党の統一戦線による議会主義路線とを批判し、新たに中国派フィリピン共産党(Communist Party of the Philippines; CPP)とその軍事組織である新人民軍(New People's Army; NPA)の結成に至る。以後、フィリピンの共産主義運動のヘゲモニーは中国派共産党―新人民軍の側に移り、その「脅威の拡大」が戒厳令布告の「公式」の根拠となった。他方ソ連派共産党は戒厳令以後マルコス体制と協力関係に入っていく。

いまひとつ、フィリピン進歩党(Progressive Party of the Philippines; PPP)の例を見てみよう。進歩党は『マグサイサイを大統領に』運動を母体に、マヌエル・マナハン、ラウル・マングラプスらが中心となって結成された社会改革を主張する改良主義政党であった。一九五七年選挙ではマナハンは大統領に、マングラプスは上院に立候補し、中部ルソンを地盤として二一%の得票率を獲得するが、両者ともに落選する。五九年上院選挙以降リベラル党と『大連合(Grand Alliance)』を形成し、六一年選挙ではエマヌエル・ペラエスを副大統領に、マングラプスとマナハンを上院に送り込むことに成功する。しかしリベラル党との協力関係は長くは続かなかった。六四年には大連合は解消され、翌六五年に(新)フィリピン進歩党(Party of Philippine Progress; PPP)を結成し、マングラプスは大統領選挙に出馬する。しかし資金不足や組織力の弱さが災いし、マングラプスはわずか五%の得票を得るにとどまった。以降、マングラプスは政党活動から身を引き、進歩的教会関係者とともに「キリスト教社会運動」と呼ばれる社会運動に転向する。(7)

ソ連派共産党と進歩党はいずれも社会経済改革を主張する議会主義的政党であったが、前者は非合法化されることで勢力を失い、後者は大連合という形でリベラル党に吸収され、後に再出発するも目立った支持を得ることもなく消滅してしまった。戒厳令以前の民主制の時代にあっては、これら二党以外に、既成二大政党に代わる「第三党」は出現していない。

そもそも当時のフィリピンには、「第三党」の台頭を阻む政治的要因が存在していた。それはまず第一に、ナショナリスタ党とリベラル党の性格に関係していた。両党ともにイデオロギー的に曖昧であることが、それ以外の「第三勢力」の二大政党への吸収合併を容易にした。同様に、そうした勢力もまた二大政党と同様、イデオロギー的に曖昧な傾向を有していたことも、そうした吸収に有利に作用した。(8)

第二に、フィリピン特有のクライエンタリズム政治（後述）に関する事情があげられる。クライエンタリズムで分配される資源としては、「ポーク・バレル」と呼ばれる公共事業予算と人事ポストが重要であった。予算配分については大統領与党に所属していたほうが有利であり、かつ大統領それ自体が二大政党のいずれかから選出される以上、第三党を形成しようとするインセンティブは低下し、また第三党は二大政党の勢力拡大のための統合の対象となってしまった。先にあげた大連合の場合、リベラル党は副大統領ポストを進歩党に分け与えることをそのインセンティブとした。人事任命については地方政府に関する分も含めて大統領が広範な権限を有していた。しかしそれは人事任命委員会の同意承認を必要とし、さらに同委員会の構成は政党の議席数に比例することと憲法上規定されていたために、議員や候補者にとっては、既成の二大政党に在籍するほうがより得策となる。(9) また一般的に、フィリピン二大政党の資金力は乏しいものではあったが、議員・候補者の選挙運動資金として党財政から支出される分も皆無ではなかったので、(10) この要因も無視できなかった。

第三に、フィリピンでは上院議員選挙は全国を一選挙区として（すなわち大統領選挙と同様に）争われるため、候補者は持ち前の「地盤」は勿論のこと、全国から広範な票を動員せねばならず、したがって他の議員との選挙協力が必要となる。(11) この際には、既に上院に議員を輩出している既成政党に加入することがそうした関係を構築する足掛かりとなる。

そして最後に、フィリピン政党政治の基底を形成する地方選挙組織の要因があった。独立以前から、そして独立後はナショナリスタ党―リベラル党の二大政党制にほぼ対応する形で、地方政治レベルでは二つの選挙組織が形成されるのが一般的なパターンであった。それらは既に二大政党によって「利用済」であり、新政党がそこに食い込む余地は非常に限られていた。また、地方選挙組織の存在意義は票を動員する見返りとして中央からのパトロネージを得るという点にあるのであり、したがって地方選挙組織は当選する望みの薄い第三党よりは二大政党の候補者に協力する道を選ぶ傾向が強かったのである。(12)

これらの要因が、フィリピンにおける「第三勢力」の形成を阻み、結果として、既成の二大政党制を継続させる原動力となった。しかしながら、このことは必ずしもフィリピン国民がそうした保守的政治傾向を許容していたということを意味するものではない。中部ルソンはフィリピンでも小作問題が特に顕著な地域だったのであり、ソ連派共産党と進歩党がいずれも中部

ルソンを地盤としていたことはそれと無関係ではない。

以上のような複数の政治的要因が交錯することによって、フィリピンでは既成政党を越えた政治勢力、特に改革主義的な政治勢力が出現することはほとんど期待できなかった。にもかかわらずフィリピン社会は早急な改革が必要とされていた。当時のフィリピンはジレンマに陥っていた。

こうした中でマルコスは、「新社会建設」というフィリピン社会変革の論理を国民に提示する。では、それは一体どのような内容を含んでいたのか。ここでは一九七一年時点でのマルコスの著作[13]を手掛かりにその問題を追っていこう。

まず、七〇年前後のフィリピンの時代状況をどのように捉えていたのかを見てみよう。『政権一期目（六五―六九年）のインフラ整備等の業績によって近代化が達成された。しかし他方で、七〇年一月の学生運動に見られるように、フィリピンは新しい激動の時代に突入した。学生たちは彼らなりの「革命」を叫び、正統政府を転覆しようとする。しかしそれは学生自身の自発的行動ではなく、彼らを背後で操っている中国派共産党ー新人民軍の仕業である。こうした動向に対しては、政府は断固たる意思をもって臨まねばならない。今こそ、フィリピン社会の根本的改革、すなわち「革命」が必要かつ不可避的なものとなっているのだ』[14]。

『フィリピン社会の問題点はその社会経済構造、とくにその不平等性にある。このことはフィリピンでは広く合意され議論の対象となっていた』[15]。『そして特にフィリピンにおいては、そうした不平等社会は、「オリガーキー社会」という形をとる。それは、金持と貧困層の経済的格差によって、少数の前者が過度の政治的影響力を手にするという事態が生じていることを意味している』[16]。『つまりオリガーキー社会とは、社会経済的な不平等と、それによって生じた政治的不平等とが並存する社会に他ならない。だが、必ずしも全ての富裕層と特権層がオリガーキーに該当するのではない。そうした階層の多くは社会秩序の変革の必要性を認識するだけの社会的意識は持ちあわせている。オリガーキーとは、公的権力・私的権力の間接的ないしは無責任な行使を通じて私的利益を増進する少数の富裕特権者個々人のことなのである』[17]。

フィリピン社会のこうした性質が及ぼす政治的悪影響は、権力的不平等にとどまらない。まず、『社会経済的に不平等で、腐敗した政府によって統治される政治社会は不安定であり、革命勢力による体制転覆の危険性に直面しうる』[18]。そして、『オリガーキー社会はこうした問題点を持っているにもかかわらず、

それ自体永続化する可能性を秘めている。オリガーキー政治社会での政治指導の変更とは、政策変更を伴わず、単なる政治家という人間の交替を意味するものでしかない。それは実際には特権を強化する過程であって、更にオリガーキー秩序を確立するものである。このようにして、金持と貧困層の経済的格差、従って政治的・文化的格差までもが拡大していくのである[19]』。

それでは、一体何がオリガーキー政治の原動力となっていたのか。マルコスはその答えをフィリピンの政治文化に求めている。『それは人民主義的・人格的・個人主義的な政治文化である。ここでは、市民はそれぞれの個別的利益に固執し、それを目的として政治家に働きかける。そして政治家はそうした特殊利益を提供する存在として認識されるようになる。従って有権者の政治家への支持は後者の「利用価値」いかんである。他方政治家の側は、そうした要求を可能な限り満たすことで権力の座にとどまろうとするのである[20]』。『こうした政治文化においては公的制度は弱体化され、大きな腐敗がもたらされている[21]』。更に『そこでは現状変革をめざす動きが生まれにくい[22]』。加えて、『政治家から与えられる個別的利益は必ずしも有権者個々人の真の利益であるとは限らず、また社会全体の利益はそれによっては達成されない[23]』。それゆえ、フィリピンの民主主義を支えるそうした政治文化もまた改革されねばならないということになる。

フィリピン社会のそうした実情を変革する手段として、マルコスは「民主主義革命」を主張する。『これは革命階級を現行秩序に同化することによってもたらされる革命であり、リベラル型革命と呼ばれるものである。そしてこのリベラル型革命と対置されるのは、現行の支配階級を一掃するタイプとしてのジャコバン型革命、具体的にはマルクス主義革命である。両者の違いは、前者が立憲的・平和的革命となるのに対し、後者は暴力的な形態をとるという点にある[24]』。それでは、だれがこの革命の担い手となるのか。『その場合、革命の担い手となるのは政府である。しかしそれは決して「上からの革命」ではない。民主主義における政府は政治的共同体の上ではなく中心に位置するのであり、国民に責任をもちその要求に対応する。国民の側から「革命」を求める要求が台頭してきた場合には、政府がその勢力に形と方向性を与えなければならない。政府の主導するその革命は「中心からの革命」と呼ぶべきものである[25]』。このように、「中心からの革命」「民主主義革命」とは、政府が主体となって国民の要求を先取りし、平和的合法的手法を通じて変革を行うことで、革命勢力（あるいは反対派）を体制内に統合するという論理に他ならなかった。

この当時のフィリピン政治の文脈では、「革命」とはもっぱら中国派共産党の主張する「人民民主主義革命」のことを意味する用語であった。それゆえ、マルコスの唱える「革命」は、決して当時のオーソドックスな意味での「革命」ではなかった。にもかかわらず、なぜマルコスはその「中心からの革命」もまた「革命」であると主張しえたのであろうか。ここでは、マルコスが「革命」の基本的要件として想定していたものは何かを考えることが、この問題を解く鍵になる。マルコスにとって「革命」の力点は、結局のところ社会秩序をドラスティックに変革するという「目標」あるいは「結果」の点にあった。従って、その社会変革をどのようにして行うかという「手段」ないしは「過程」の問題は、「革命」の「タイプ」やその優劣を決定する上では重要ではあっても、それが「『革命』か否か」を決定する上での判断基準とはならない。そうである以上、「人民民主主義革命」と「中心からの革命」は、その過程で政治権力の奪取・政治体制の転覆を含むか否かという「手段」の相違はあるにせよ、前者は社会主義社会を実現し、後者が「オリガーキー社会」を変革するという点で、いずれもマルコスにとっては「革命」であることには変わりはなかったのである。

そして、ここでマルコスが想定する「民主主義」とは、「政府と被治者の間の意思疎通」と「パイの分配」に関するものであった。前者の点について、マルコスは次のように述べている。「指導者と指導される者との間の不断の連絡、つまり〔両者の〕相互同一化に向けての努力こそ、完全な民主主義へ至る序曲である」[26]。そして後者の問題については、『フィリピンのような貧富の格差の大きい社会では、その安定性は貧困者のパトロンとしての政府の有効性如何というあやふやな土台の上にようやく成り立っているのであり、今や財産を民主化するか没収（社会主義化）するかの選択を迫られるところまできている』[27]。『しかし財産の没収という共産主義的方法は人間の独創性や自由を阻害するので受け入れられない。とはいえ、少数者に富が集中しているという事態は貧困者への暴力に他ならないから、それを放置することは許されない。従って、私有財産を社会全体と共有し、集団としての人間的目標にむけて財産を規制するという「富の民主化」が必要となる。オリガーキー的な少数の個人による富と財産の無制約的なコントロールは残りの大多数の人々の自由を阻害するものであるが、「富の民主化」はそうした状況を改善する、すなわち多数の人々の自由を回復するからこそ、民主主義的たりうるのである』[28]。

本節の冒頭にも述べたように、こうした主張を出版した約一

年後に布告された戒厳令を、多くの国民は静観し、事態の成り行きを見守った。そこに存在した一般的市民感情は、恐らくは次のようなものであったろう。戒厳令そのものは過激な手法であり、必ずしも容易に受け入れられるとはいいがたい。しかし、それに引き続く諸改革がなければ不平等な階級社会は存続するだろう。そうであれば、マルコスがフィリピン社会の改革を主張している以上、消極的ながらもそれを受け入れるしかないだろう。戒厳令の布告を受容する以上は、改革を確実に実行してもらいたい。一般的なフィリピン国民は、こうした認識をもってマルコスの戒厳令を当面は受容したのである。

(2) 「パトロン」マルコス

戒厳令以前のフィリピン民主政治の歴史的原点はアメリカ植民地時代にまで遡ることができる。フィリピンに民主政治と地方自治を導入するという政策の下で、アメリカが一九〇二年に初の地方（町長）選挙を実施した際、候補者として選挙を戦ったのはプリンシパリア層と呼ばれるスペイン植民地時代以来の地方名望家であった。アメリカ占領初期の時点での選挙は、財産と教養（識字）による制限選挙であり、またそれはポブラシオンと呼ばれる比較的大きな町村に限られていた。前者の条件が緩和されるにつれ、多くの有権者を組織するための地方ブローカーが地主や富農の中から出現するようになった。他方、一九〇四年の州知事選挙の実施、一九〇七年の下院（いわゆるフィリピン議会）選挙の実施に見られるように、選挙のステージが次第に上昇していくにつれ、有権者－村落（バリオ）指導者－町レベル政治家－州レベル政治家という、全国的政治エリートを頂点とする垂直的政治構造が形成されていった。[29] フィリピン二大政党はともにこうした垂直的ネットワークの寄合所帯の様相を呈しており、このことは両党ともに党組織が脆弱で凝集性を欠いていたことと表裏の関係にあった。

ともあれ、こうした構造の下で（全国的）政治エリートが支持を動員する際のテコとなったのはクライエンタリズムであった。それは、歴史的にはスペイン植民地時代以前に端を発し、[30] 行動様式としては「より高い社会経済的地位にいる個人（パトロン）が、自己の影響力や資源を用いて、より低い社会経済的地位にいる個人（クライアント）に対して保護あるいは便益、もしくはその両方を与え、後者の側は前者に対して個人的用役を含む全般的な支持や助力を与えることでそれに応えるという、多分に機能的な友情関係を含んだ二者間の結合」[31] 形態と定義さ

れるものである。ここで、パトロンが大統領や上院議員からなる全国的政治エリートであり、そこから提供される便益（したがって支持調達の資源）が政府の公的財源を用いた政治的利益誘導、すなわち「ポーク・バレル」の形をとるとき、これはマルコスの述べる「人民主義的・人格的・個人主義的」政治スタイルに他ならない。

さて、クライエンタリズムの原初的段階においては、パトロンとクライアントの間は相互的ながらも不均等、かつ対面的・全人格的な交換関係で結ばれている。両者間の地位や富の格差はその交換関係をアンバランスなものとするが、ここから生じるクライアントにとっての負債が彼をパトロンに結び付ける動機となる。またパトロンとクライアントが対面的（face-to-face）に向かい合うことと、一人のパトロンが利用・動員しうる資源には限界があることとが相まって、一人のパトロンが保護しうるクライアントの数は制限される。そしてこの限られた数的範囲の中に含まれるクライアントとパトロンとの間に存在しているのは、非人格的な契約関係ではなく、むしろ多目的的で全人格的な関係である。「全人格的関係」というのは、両者間の関係は単に地主ー小作人関係であるだけでなく、友情関係、儀礼的血縁関係などを含んだ多重性を帯びていることを意味している。そして「多目的的関係」とは、パトロンがクライアントに対して、耕地や雇用機会などの生活維持手段、後者の事故や病気の際の現金の工面、村落内の冠婚葬祭行事や学校運営のための寄付といった便益を提供し、他方クライアントの側はパトロンの望む作業に自己の労働力を提供したりパトロンを政治的に支持することによってその恩恵に応えるといったように、両者の交換関係が多岐にわたることを指している。(32)

このように、両者間では実に多様なモノとサービスが交換の対象となる。とりわけ社会移動の機会が制限されやすい伝統的農村社会においては、このことは、クライアントが一人のパトロンに必ずしも服従させられるのではないにせよ、(33)その生活の多くの部分でパトロンを必要不可欠としていることを表している。

だが、こうした原初的関係はもちろん不変のものではなく、社会経済的近代化に伴い変動しうる。フィリピンにおいてはこの変化は第二次大戦終戦前後にかけて発生した。農村でしばしば多目的的なパトロンたる地位にいる地主階層は、次第にマニラその他の都市部で商業活動に従事するようになり不在化し、クライアントとの従来の便益交換関係は徐々に薄れていくようになった。そのうえ、すでに見たように、クライエンタリズム

における両者の関係は不均等なものであり、かつパトロンからクライアントへの便益供与は前者の商業活動における資本蓄積を妨げるものであることが明らかになっていった。[34] 不在地主に代わって、エンカルガド（encargado）と呼ばれるいわば「現場監督」が小作人の「面倒」を引き受けるようになる。彼らは従来のパトロンとは異なり、クライアントへの便益供与を社会的義務というよりもむしろ「ビジネスライク」なものと考えていた。こうして、この時期までには、伝統的で多機能的なクライエンタリズムはフィリピン全土で次第に姿を消しつつあった。地主の不在化は、クライアントたる小作人にとっては、彼らがその生活の大部分を依存できる単一の人物の消滅を意味していた。かわって彼らは、それぞれ専門分化した複数のパトロンを探し求めるようになる。そして、リデル（lider）と呼ばれる地方政治ボスもそうした間隙に入り込んだ一人であった。リデルの主機能は、有権者としてのクライアントに便益を与え、その見返りに政治的支持（すなわち票）を動員することにあった。[35] ここでいうリデルとは、本説の冒頭で述べた政治的ブローカーに他ならない。折しもこの時期は、政党政治家の地方選挙組織が、有力家族を中心とした多目的的な血縁的集団から、個々の政治指導者や「動員専門家」を中心とし、クライエンタリズムを柱として政治的動員を目的とするマシーンへと変化しつつあった時期と一致する。[36]

候補者が投票動員の目的に利用する資源は、「ポーク・バレル」すなわち公的財源と自己準備資金との二つに大別され、前者は主として各地方の公共事業による利益誘導、後者は物品やサービス、金銭の提供・寄付、すなわち買収に当てられる。政治エリートがその支持調達においてこれらの資源に大きく依存していたことは選挙資金の規模を見ても明らかである。大統領選挙に限っていえば、自己資金だけでも、一九四六年にはロハス（ナショナリスタ党）とオスメーニャ（リベラル党）の両陣営合わせて三〇〇万ペソ、四九年にはラウレル（ナ党）とキリノ（リ党）合わせて五〇〇万ペソ、マグサイサイ（ナ党）とキリノ（リ党）をはじめとする三人の候補者によって争われた五三年選挙では七三〇万ペソ（内、二大政党候補者支出分が六三〇万ペソ）もの資金がつぎ込まれている。この増加傾向は五〇年代半ばを境にさらに加速する。四人の候補が出馬した五七年選挙では自己資金とポーク・バレルを合わせて一億ペソ（内、二大政党関係分で九八〇〇万ペソ）、六一年には同じく一億二〇〇〇万ペソもの資金が使用された。後者の金額は同年GNPの一%、全国家予算の一〇%にも匹敵する。また議員選挙にお

いても使用される資金は同じく増加傾向にあった。[37] 人口増加を考慮しても、選挙における「一票の価格」はかなりの程度上昇したものと推測されよう。

こうした変動の背景にあったのは、政治的リデルの重要性の低下という要因であった。クライアントにとって伝統的パトロンはその生活の大部分を依存できる存在であったのに対し、リデルは特定の目的のために特定のサービスを提供する「限定的」な存在でしかなかった。伝統的パトロンに対してはクライアントの側はその要求を拒む余地はほとんど無く、その投票動員もほとんど「信任投票」の形をとっていた。それに対して、クライアントがリデルの提供するサービスを不十分と見なし、また買票の価格に不満を持った場合には、彼はリデルの要求を拒否することができた。一人のクライアントが互いに競合する複数のリデルから同時に現金を受け取るという光景も頻繁に見られるようになった。ともあれ、こうした事情によって買収価格が吊り上げられ、リデルの側は次第に暴力による「強制的動員」に依存せざるを得なくなっていった。[38] 戒厳令以前のフィリピン選挙がしばしば三G、つまり金（ゴールド）、銃（ガン）、暴力団（グーン）と形容されるように、選挙時の暴力も次第に増加していった。[39] こうしたことは、今やリデルが利益提供によっては選挙動員を行うことが困難になり始めたということを表していた。すなわち、「新しいパトロン」であるリデルと有権者の間のクライエンタリズム関係は次第に流動化しつつあったのである。

マルコスがその政治的基盤を確立したのは、フィリピンがそうした政治的社会的変動を迎えていた時代であった。ここでまず第一に注目すべきは、第一次マルコス政権の下で実施された「プロジェクト政治」である。マルコスは六五年の大統領当選後、コメ自給化を中心とする農業振興と政府主導による大規模なインフラ建設とを基盤に据えた開発政策（「コメと道路＝R&R」計画）を展開した。この農業政策の下に、国際稲研究所（IRRI）で開発された新品種稲が導入され、六八年から七〇年までの期間中、コメは完全自給されるまでになった。コメ問題を輸入によって乗り切ろうとしてきた従来の政権とは異なり、マルコスは新品種導入などの総合的政策による生産性向上によって食糧問題に対処したのであり、この点でマルコスの革新性は明らかであった。また、政府買上米の生産者米価は引き上げられ、農民の所得も増大した。道路・インフラ整備についてみると、第一期マルコス政権の期間中、国道総延長は六一―六五年度の一・六倍、うちコンクリート舗装では二・八倍の実

績を記録した。[40] こうした政策は、一方では六九年のマルコス再選をもたらす成果となったが、他方でそれは、公共事業の配分を通じて支持を獲得するという従来型の「ポーク・バレル政治」という側面も持ち合わせていた。そして、ポーク・バレルとしてより重要だったのは、それと同時に行われた農村開発プロジェクトであり、ここでは総額一億ペソの「バリオ資金」がコミュニティ開発という名目で各バリオに直接配布された。[41] さらにマルコスは六九年の大統領選挙に際して、買収資金として個人的に四〇〇〇ペソを各バリオ・キャプテンに直接手渡したといわれている。[42] こうした手法は、マルコスがすでに機能不全に陥りつつあった従来のリデルを通じたクライエンタリズムにかわり、バリオ・キャプテンを通じた新たなクライエンタリズムを利用したことを表していた。つまりマルコスは、従来通りの「ポーク・バレル戦術」と並行して新たな動員チャネルを形成したのである。マルコスは現職大統領としてより豊富な資金を動員できる立場にあったし、またこの頃までには私的蓄財もかなり進んでいたものと思われる。

ともあれ、マルコスがこの時点で各バリオと直接的な関係を築き上げたことは、後に「バランガイ制」という新政治制度の下で村落毎に草の根レベルの支持を動員する布石となった。また、リデルに比べてバリオ・キャプテンは住民をより動員できる立場にあった。前者は公職を持たず、本質的に党派的・政治的な存在であり、特定の目標のために利益を分配するブローカーであったのに対し、後者は住民の「要求に注意を払う責任を課された温情的な保護者」としての非政治的な公職者と見なされており、[43] 共同体内でより高い威信を与えられていたからである。[44]

とりわけ重要なことは、マルコスの政治的基盤形成はクライエンタリズムによるところが大きかったということである。確かに六九年選挙は三Gを用いた政治介入が行われ、政治暴力も多発する「空前の汚い選挙」であったことも否定できない。このことは、買票を中心としたクライエンタリズムが機能しなくなっていたことを表していた。[45] だが、バリオ住民の間には、大統領をはじめとする政治エリートを学校その他のバリオの必要物の「供給者」と見なす傾向も根強く残っていた。また大統領を選出する際、「過去に地元への援助を行ったか否か」という基準は「候補者の正直さ」という基準に次いで重視される割合が高かった。[46] つまり、リデルを通じたクライエンタリズムという社会制度の機能性は低下しつつあったものの、クライエンタリズムという行動様式それ自体の重要性は依然として残存して

いたのである。こうした土壌の上では、マルコスの行った農村開発や資金供与は、私人としてであれ公人＝大統領としてであれ、マルコスからの「贈物」と見なされた。こうしてマルコスは、古い社会的土壌の上に新しいネットワークを形成することで政治的基盤を築き上げていったのである。

以上見てきたように、マルコスは、伝統的手法を用いながら革新的な「改革推進者」としてのイメージを提示することによって、大衆の支持を獲得した。マルコス体制の船出は、こうした一見矛盾する要因を土台としていた。当時のフィリピンには、こうした「二面性」を同時に許容する社会的政治的構造が存在していたのである。

マルコスはフィリピン社会の変革を、戒厳令とそれ以降の独裁体制を支える重要な正当性根拠として掲げた。それがマルコスのいう「新社会建設」というビジョンであった。それでは、マルコスの主張する「新社会」とは一体どのような社会だったのだろうか。次章ではこの問題を検討することにしたい。

第二章　マルコス「新社会」イデオロギーの論理

(1)「旧社会」とその改革

(a) マルコスの「旧社会」認識

戒厳令が布告される以前のフィリピン社会・政治情勢を、マルコスは「旧社会」という用語で表現する。そして戒厳令以降の諸改革によって生まれるべき社会、言い換えれば「旧社会」の改革によって新たに生まれるべき社会を、マルコスは「新社会」と呼んだ。理念の上では、その両者は、戒厳令という「歴史的事件」を境とした「相互対称物」となっている。また、「旧社会」の特徴とその改革が、「新社会」のあるべき姿や方向性と密接に関連している。「新社会」論の前提として「旧社会」について論じようとする理由はここにある。

マルコスの論じる「旧社会」の概要はすでに前章で見た通りであるが、別の著作では、マルコスは次のようにも論じている。

> 旧い政治システムは、主に社会的経済的地位に基づいて、我々の国民を、有力者と貧困層、ない

しは非有力者との間に分割する。(47)

我々が経験してきたように、国民の大多数が貧困であるような社会は、その政治的権威が少数の富裕層によって腐敗させられ支配されるという危険に常にさらされている。これこそ、オリガーキー的社会に関する私〔マルコス〕の分析の重要なポイントである。(48)

総じて、マルコスの論じる「旧社会」とは、次のような諸要素で規定されるものであった。まず、ごく少数の特権的富裕階層と貧困にあえぐ大多数の国民との間の経済的不平等がある。次に前者はその諸資源を行使することにより政治権力をも獲得しそれをコントロールするが、後者は前者の意のままに操られるという政治的不平等がある。それらオリガーキー的エリート層が政治的領域にまで進出してくることによって政治腐敗がもたらされる。さらに、オリガーキー層は政治権力の行使を通じて私的利益を増殖していく一方で、国民の利益追及は無視され続けていく結果、フィリピン社会の分極化が進んでいく。これらの結果として、大衆の間では政治的無気力や絶望感、そして疎外感が生じる。そして、こうした「旧社会」の構図は、政治エリートの交代が単なる人的変更に止まり政策転換を伴わないことにより、その根本的改革を実行しない限り、半永久的に永続するどころか、むしろ拡大再生産されていく。したがって、「旧社会」のフィリピン民主政治は問題解決能力が欠如していると同時に、それ自体形式的なもの、ないしは明白な「偽物」にすぎなかったのである。ともかく「旧社会」とは、いわば「総体的不平等・分裂社会」とでも呼ぶべき存在であった。このように、フィリピン社会を富・政治権力・社会的地位などの資源を「持てる者」と、貧困層を中心とした「持たざる者」との二極分解構造として捉える点こそ、マルコス「旧社会」論の最大の特徴である。

フィリピン社会に「革命」をもたらす必要があるのは、こうした状況が種々の悪影響を及ぼすからである。だがマルコスは、そうした要因を越えて、フィリピン社会の状況をより定式化された形で表明している。

マルコスは、戒厳令布告当時のフィリピン社会の特質を「貧困層の反乱」という言葉で表現する。マルコスによれば、『これこそが「新社会」を形成する基本的理由となるものであった。それは単に、貧困層が経済発展を求めているということに止ま

らず、社会における貧困層の位置付けの逆転を伴うものである。すなわち、社会の側が貧困層を判断する、言い換えれば貧困層は社会の「客体」にすぎないという従来の関係が、貧困層こそが社会を判断しそれを形作るという「主体」に位置するという関係に置き換えられるのである。これこそ、「貧困層の反乱」というテーゼの核心なのである。この論理の根底にあるのは、貧困は不可避的現象ではなくむしろ人為的産物であるという認識、それゆえ貧困層は今や社会の側から「施し」を受ける存在ではないという認識である。貧困が人為的現象である以上、人間は行動次第でそれを克服できることになる。ここに、「貧困層の反乱」が芽生える契機が存在する。フィリピンのような社会で「貧困層の反乱」が最初に発生したのは、その反植民地闘争においてであった。貧困層は、独立によって貧困から解放されると信じ、民族主義闘争に身を投じた。だが独立は決して「新しい社会」をもたらさなかった。植民地主義という、民族主義的エリートと大衆の「共通の敵」が去った後現れたのは、それまで共闘していたその両者の分裂であった。こうした過程で貧困層は政治化し、個人としては無力ながらも、集団としてその政治力を認識しつつあった。ここで生起していたのは、自分たちこそが社会を形成する主体になろうとする貧困層の政治的覚醒、したがって「貧困層の反乱」そのものであった。しかしながら、旧来の政治エリートはこうした状況に対応できなかった。これを待ち受けていたのが左右両極の反対勢力であった。しかし両者ともに、貧困層の抱く「新しい社会」という理念を――左翼勢力は全体主義体制を押し付けることによって、右翼勢力は結局現状維持を志向することによって――欺くものでしかないのである。いずれにせよ、ここで明らかになるのはそれぞれの支配階級のイデオロギー論理にすぎないのである[49]。つまるところマルコスは、当時の情勢を、疎外されていた大衆貧困層が自己実現を図るという長期的歴史過程の頂点であると認識していたといえよう。

加えて、「改革の手法・方向性」に関する理由があった。後に見るように、マルコスにとっては、共産主義勢力による革命は余りにも急進的に過ぎ、とうてい許容できるものではなかった。他方で、保守的勢力による現状維持もまたマルコスにとっては受け入れ難かった。それゆえ、マルコスの論理においては、これら左右勢力が政治権力を掌握する以前に、いわば「先取り的に」政府が改革を行わねばならなかったのである。

(b)「新社会」へのテコ――戒厳令と「中心からの革命」――

一九七二年九月二一日、マルコスは大統領布告第一〇八一号を発表し、フィリピン政治史上初めて全土に戒厳令を敷いた。この出来事は、一九三五年憲法で規定された民主主義体制の終焉をもたらすとともに、フィリピンの「新しい時代」の到来を告げるものでもあった。というのも、それが「新社会」の到来を国民に予感させるものであったからである。この点は、戒厳令布告に際してマルコスが行った演説のうちに見て取ることができる。

> 私〔マルコス〕は、憲法によって私に与えられたこの権限を、共和国を救いわが社会を改革することに使用することを皆さんに誓います。私が強調したいのはこれら二つの目的なのです。私たちは、わが共和国が暴力的に転覆されるという脅威を除去するでありましょう。しかし同時に、私たちは、わが国の社会的・経済的・政治的制度をすぐに改革せねばならないのです。……
>
> ……もし〔戒厳令以外に〕目下の問題を解決する方策が、私たちの自由となりその能力の範囲内に存在するのであれば、私はそちらのほうを選択したでしょう。しかし、そうした解決策は〔他に〕存在しないのです。(50)

とはいえ、コモンウェルス期（アメリカ植民地統治下の自治政府）以来の「民主的伝統」を享受してきたフィリピン国民にとって、戒厳令という手法は、いかにそれが憲法に規定された「合憲的」な手法であり、残された唯一の選択肢であったとしても、やはり依然として過激であることには変わりはなかった。そこでマルコスは、戒厳令布告の正当性を補足すべく、若干違った角度からその意義を説明している。

> 公然たる騒動を鎮圧し現状を回復するという目的で、軍事機関を通じて通常の政治過程を妨害するというのが、戒厳令の一般的概念である。〔それに対して〕フィリピンで採用されてきたような戒厳令は〔それとは〕非常に異なった特徴を持っている。それは軍事政権を作ってきたのではないし、その目的は現状を回復することでもない。その特徴と目的は……歴史的必要性によって形成さ

れたのであるが、その必要性とは、動かし難い自由主義的民主主義的な要望を国民の社会経済的な条件と一致させるということなのである。……それゆえ戒厳令による介入は、創造的な手法として考えられねばならない。……フィリピンの戒厳令と他の〔国の〕それとの相違は、我々の側が、まさに危機管理政府という機関を通じて社会改革を行おうとしている点にあるのだ。(51)

またマルコスは、一九七四年五月の演説で、戒厳令を施行する際、現行の文民政府を廃止して革命政府を樹立するという選択肢も存在したという趣旨の発言をした後、次のように述べている。

その〔両者のいずれを採るかという〕選択は、憲法に忠実であるかそれともまったく新しい革命政府を樹立するかということでした。革命政府〔の樹立〕を支持する議論は……有力で根強いものがあります。……しかし、多くの国々の歴史が示すところでは、何らかの急進的改革が必要とされる場合にはいつでも、そうした急進化は暴力によってもたらされるのですが、私〔マルコス〕の考えでは、民主的政府においては力だけが改革を実現する唯一の利用可能な手段ではありません。……我々の憲法によって与えられた危機管理機構は、反乱や無秩序の組織を解体するのみならず、……改革を実現するためにも利用可能だと私は感じています。(52)

この二つの演説に共通して訴えられているのは、他国と比較してのフィリピンにおける戒厳令の「独自性」であった。他の国家や社会の戒厳令は、現状を維持するかあるいはそれを復旧するという点で、単に退行的なものにすぎなかった。それに対して、フィリピンにおける戒厳令とは、現状の問題を解決するという意味で、いわば「歴史を前進させるテコ」となり得るものであった。加えて、他国の戒厳令は、主として暴力に訴えるという点で不十分なものである。他方フィリピンでは、改革に際して憲法を用いることが可能であるからその可能性はより優れているし、また現実的だということになる。マルコスはこうした論理を用いて戒厳令の正当性を補強したのである。

ここでいわれている「改革」とは、「新社会建設」というビジョンに他ならない。戒厳令が「新社会」を生み出す「歴史的契機」、すなわち「現実的」テコであったとすれば、その「理論的」テコとなったのが「中心からの革命」という論理であった。したがって、続いてこの「革命理論」を分析することが必要となる。

前章で論じたように、マルコスは、革命を「立憲的・平和的」な「リベラル型革命」と「暴力的」な「ジャコバン型革命」という二つに分類する。マルコスの著作を通読すれば、ここでいうジャコバン型革命は、マルクス－レーニン主義的革命を念頭に置いたものであることは明らかである。マルコスはこの型の革命を否定するにあたって、次のような理由を提示している。第一に、『それは結局のところ独裁に終始するものであるから、初めから否定されるべきである』[53]。第二に、『「新社会」の基本理念は「平等」であるが（後述）、マルクス主義的革命論はそうした理想とはほど遠いものである。プロレタリアート独裁が達成された後も、進歩的プロレタリアート、農民、知識人などの階級的ヒエラルヒーは依然として残存するし、その平等理念はあくまでも階級間の問題にとどまるのであって、階級や人種によらない「人間として」の平等思想ではないからである』[54]。そして最後に、マルクス主義それ自体の論理的矛盾の問題があった。『資本家－労働者という二分法的社会観はあまりにも単純に過ぎるし、政府権力が資本家階級の手に握られるという議論はアプリオリなものであって経験的なものではない。そしていったん樹立されたプロレタリア独裁政権が本当に貧困層の利益を追求し生活条件を向上するのかどうかは疑わしい』[55]。

以上のような論理でジャコバン型革命、つまりマルクス－レーニン主義革命を否定しつつ、マルコスが代わりに提示するのがリベラル型革命である。そしてマルコスは、フィリピンにおけるその「革命」を「中心からの（民主主義）革命」という形で定式化する。

その「革命」が「民主主義革命」と呼ばれうるのは、それがフィリピンの民主主義を強化するからである。『開発途上国や近代化途上社会では、その社会的経済的不平等のために、民主政府は革命の切迫性に直面し、人々が享受する民主主義は脆弱化してしまう』[56]。『フィリピンで「民主主義」を実現することは決して不可能なことではなかった。問題は、それが実現する機会がこれまで与えられてこなかったことであった』[57]。だが、『戒厳令は、七〇年代の危機と共に危急存亡の状態にあることが明らかとなった共和国を救うだけでなく、とりわけ、新社会形成

によって我々の民主主義を強化することをも目的としていた。それゆえ、それは民主主義革命だといえるのである』[58]。マルコスの唱える「革命」によって、フィリピンの「民主主義」ははじめて現実のものとなり、強化される。「革命」と「民主主義」は一体不可分の関係となり、そうした「革命」は「民主主義革命」と呼ぶべきものとなるのである。

次に、「中心」という概念についてみてみよう。前章で見たように、革命の主体とは政府でなければならなかった。そして政府こそが、「革命」の「中心」となるべきものであった。それではなぜ政府が改革の主体とならなければならないのか。その理由の一つとして、マルコスは、フィリピンでは階級意識に基づく「下からの」革命が起こり得ないことを挙げている。

『スペイン及びアメリカ植民地支配によってオリガーキー社会の原形が形成されたフィリピンでは、独立後も、彼らエリート層と大衆との間に深い亀裂が生じていた。こうした状況の下では、彼ら大衆貧困層の間に「階級意識」が生じても不思議ではなかった。だが、フィリピン社会の伝統性、すなわち部族主義や地域主義的傾向、そして「人物本位的政治観」がその育成を阻害した。むしろ、そうした人間関係による政治的結合が大衆の政治意識を規定していた。こうした事情の下では、人々を統治するのは具体的な「個々の政治家」だとして理解され、「政府」という概念は観念的なものになってしまう。「被抑圧階級」という概念は「政府」という存在を前提に成り立つものであるが、「政府」がそうした観念的な存在である以上、「被抑圧階級」なる意識は生まれ得ない。加えて、国民一般の生活苦の原因は政府ではなく政治家個人にあるとされ、その責任は彼らに転嫁されるのである。かくして、「被抑圧階級」による革命はフィリピンでは発現し得ず、したがって政府による以外には社会改革は達成されえないのである』[59]。

以上が、「中心からの革命」というマルコス独自の革命理論であるが、ここでは以下の三つの論点が重要である。

まず第一に、マルコスは「新社会」を実現する契機を「革命」と表現していたが、それは実際には「改革」にすぎないものであった。すなわち、「旧社会」の「諸悪の根源」としてのオリガーキー批判を展開するとき、その槍玉に挙げられるのは階級としての富裕層全般ではなく、あくまで「その権力を用いて私的利益を増進している、個別的存在としての少数特権者」にすぎなかった[60]。また、一九七一年一月に行われた演説の一説によれば、

金持の少数者を貧しい多数者と調和することが

民主主義的な大統領の義務でありましょう。しかし、オリガーキーたちが断固として多数者の進歩を妨害するのであれば、私〔マルコス〕は、多数者のために戦うためであれば、それら少数者がどんなに強力で裕福であろうとも、彼らと喜んで断交する所存であります。(61)

このようにマルコスは、特権階層の利益と貧困層の利益とは必ずしも相対立するものではなく、調和可能なものと訴えていた。それゆえ、貧富の格差とそれに由来するフィリピン社会の階級社会的側面に「旧社会」の問題点を見出だしながらも、現行の階級的秩序に抜本的なメスを入れるという方向性を示してはいない。つまりマルコスの「革命」とは、現行の階級関係を崩さず、政治権力の奪取や政治体制の転覆を伴わない範囲での「改革」にすぎなかった。

第二に、それにもかかわらず、マルコスの論理においては、唯一「中心からの革命」だけが正当な「革命」となった。マルコスがジャコバン型革命、したがってマルクス＝レーニン主義的革命を否定するとき、その背景にあったのは「反共」の論理であった。(62)これは「共通の敵」を作ることで自己への支持を固めるという政治手法の表れであるが、同時に、マルコスの目指す「革命観」も要因として働いていた。マルコスにとっては、「現行の支配階級を一掃」し、正統政府の転覆を伴い、階級関係の根本的転換を含むマルクス主義的革命は明らかに急進的で、過激に過ぎるものであり、拒絶されるべきものだった。そして、マルコスが自己の「改革」に「革命」のラベルを貼り、他方でマルクス主義的革命を否定するとき、後者は確かに「革命」ではあっても、「あるべき革命」「真の革命」ではなくなってしまう。政府の主導する「革命」こそが、フィリピンで行われるべき「正しい革命」となるのである。加えて、フィリピン共産党をはじめとする左翼革命勢力は、単に「正しくない」革命として否定されただけではなかった。「真の革命」であるリベラル型＝「中心からの革命」が『革命諸勢力を現行秩序に同化する』(63)ものである以上、それらは革命主体としての立場を否定されたどころか、政府によって統合されるべき客体となったのである。

第三に、マルコスの政治社会観について見てみよう。マルコスが「中心からの革命」を提唱するとき、それが意味していたのは、政府－国民という二分法的政治的対立観を否定しているということである。むしろマルコスは、オリガーキー層や私的利益ばかりを追求しようとしている「旧社会」の政治エリート

と、その利益をまったく無視されてきた国民大衆との間に対立の構図を求めている。(64) 他方、「新社会」の実現にあたっては、政府と国民の間には本質的に協調関係が成り立つと考えていた。なぜなら、「中心からの革命」という論理は、唯一政府だけが国民一般の利益を代弁できるという発想に依拠していたのであり、「中心」にいる政府が国民へ向けて「先取り的」に改革を行うことで、彼らを「現行秩序に同化」するという論理であったからである。しかし同時に、「中心からの革命」は、「中心」以外の勢力を排除・弾圧する論理にもなりえた。それは、政府すなわち「中心」の相対的位置と関係がある。マルコスによれば、

> 我々は民主主義革命を「中心からの革命」と性格付けた。なぜならそれは政府によって主導されるのであるが、政府は国民の上ではなくて社会の中心に位置しているからである。我々の革命は左からの革命でもなければ右からのそれでもないし、上からの革命でもなければ下からのそれでもない。(65)

ここで「上」「下」「左」「右」とは、それぞれオリガーキー層、国民一般大衆、共産主義勢力、現状維持志向の「旧社会」政治エリートを指していた。マルコスが、「革命」の主体としての「中心」すなわち政府の役割と重要性を強調すればするほど、それ以外の諸勢力の役割や存在意義は否定されることになる。かくして「中心」イデオロギーは、それ以外の勢力を権力から排除し弾圧する論理へと変換しえたのである。この論理では、「旧社会」の政治システムを改革することは必然的成り行きであった。「右」に位置した保守的「旧社会」政治エリートはまさに、「旧社会」の「アメリカ型民主主義」の「ゲームのルール」を足場としてその牙城を築き上げた勢力であった。したがって、「中心イデオロギー」が彼らを権力から「排除」するものである以上、彼らの足場となっていた政治システムの変革を行わねばならなかった。

このように、マルコスの論理では、「統合」の論理と「排除・弾圧」の論理とが同時共存していた。フィリピン国民は、統合されるべき対象であるか、あるいは排除されるべき対象であるかという、二者択一的な視点で捉えられた。マルコスにとっての被統治者とは、敵か味方かのどちらかであった。こうした国民観は、「旧社会」における政治的社会的対立観とは根本的に異なるものであった。エリート対非エリートという「旧社会」

の垂直的対立図式は、国民が「敵」と「味方」に分割されるという図式にとって代られたのである。

(2)「新社会」の理念

次に、マルコスの提示する「新社会」とは、理念的に一体どのようなものであったのか、ということをここでは検討する。マルコスによる「新社会」ビジョンの射程は、社会経済改革および政治改革という二つの局面に及ぶものとして理解できる。以下、これらの各領域ごとに分析を加えていくことにする。

(a) 社会経済改革

マルコスが用いてきた「民主主義」という用語の意味を、ここでより深く考察してみよう。

マルコスが「民主主義」というとき、それを形成する一つの要素は社会経済的側面、すなわち「富の民主化」そして「社会正義」という理念であった。

> 平等は、貧困者の反乱の基本的要求である。それは新社会の背後のイデオロギー的力となるべきものである。(66)
>
> ……「パイの大きさ」がどの程度のものであれ、もし富と財産の社会主義化、あるいは廃止という選択肢が避けられねばならないものとするならば、それらの民主化が始まらねばならない。民主化〔という用語〕が意味しているのは、……私的な富を社会全体と「共有する」ことであり、このためには、集団としての人間的目標のために財産を規制することが必要である。……
>
> 国民代表、言論の自由、その他の自由な諸制度によって権力が民主化されうるのとちょうど同様に、私的な富も人間社会の価値ある目標のための規制によって民主化されるべきである。(67)
>
> ……大衆の貧困の克服が、我々の基本的な目標である。進歩は国民総生産といった冷徹で非人間的な統計だけでなく、各人の福利がそれぞれの個人にとって有意義で実体的に改良されることによっても計られねばならない。(68)

またマルコスは次のようにも述べている。

> 社会正義は社会的調和の基礎である。
> 今日我々のいる状況においては、社会正義は——歴史的見地と道徳的見地の両方から見て——絶対必要なものとして現れる。歴史的には、わずかな社会正義すらなくしては、いかなる社会も存続し得ないし、ましてや繁栄することなどできない。道徳的には、いかなる社会においても、社会正義が実現されること以上に、人間の生存の質〔を測る〕指標は他にない。(69)
>
> ……社会正義〔という価値〕に取りつかれた我々にとっては、経済成長の果実の分配は、経済成長それ自体と同程度に重要である。(70)

マルコスは、社会正義は究極的には人間の尊厳に関する問題であり(71)、社会経済的な機会の平等によって実現されるものであると説く。その上で、貧困者の福利厚生や教育状態の改善、雇用機会の拡大といった政策の方向性が示される(72)。そして、マルコスを筆頭とする政府が、これらの理念を実現するというのである。

ここで興味深いのは、マルコスがそうした「新社会」を、より広い歴史的文脈で論じようとしていることである。『「社会正義」や「平等」といった社会経済的価値を強調する背景の一つは、それ以前の政府では主として経済発展に第一義的重要性が置かれていたことである。そこでは社会正義は第二義的な位置を占めるに止まり、それはむしろ経済成長の実現を通じて達成されるものとして考えられていた。だが結局経済成長それ自体が目標となり、その一方で、それは必ずしも社会正義をもたらすものではないことが六〇年代後期の社会不安とともに明らかになった。こうして、経済発展はその「人間的目標」を失うことになったのである』(73)。さらにマルコスの認識では、『平等や社会正義を求める要求はフィリピン史の中では決して目新しいものではなく、それはフィリピン革命の時点ですでに現れていた。それはホセ・リサールの言葉を借りていえば「土地への権利と労働の果実」と表現されるものである。だが、そうした社会的要求はフィリピン革命以降、コモンウェルス期にも独立以降にも見落とされてきた。マロロス憲法（一八九九年）においてもコモンウェルス憲法（一九三四年）においても、その起草者た

ちはすでに貧困状態にはなく、それゆえ貧困大衆の利益について関心を払うことはなかった。それら両憲法は、大衆の社会的要求よりも政治的規定に重きを置いたものであり、社会的平等は専制からの解放によってもたらされると考えていたのである。フィリピンの憲法が社会的事項よりも政治的事項に関心を置いてきたことは、アメリカ的憲法理念を採用するというフィリピン人の植民地主義的メンタリティーを反映したものであった。それに反して、フィリピンの政治思想は、少なくともその初期の段階においては、フィリピン人大衆の社会状況を反映したものであった』[74]。

こうした歴史的文脈の中で、マルコスは自らを次のように位置づける。

> ……我々は今、あらゆる反乱やフィリピン革命に身を捧げ、我々の歴史上のあらゆる戦いを戦ってきたフィリピン人大衆の充足されず裏切られてきた願望をただ認識しているにすぎない。彼らの願いとは、もちろん、政治的なものである以前に社会的なものなのである[75]。

このように、マルコスは「新社会」で、フィリピン革命時に生起しながらもそれ以降決して実現されなかった理念がようやく実現されると主張した。こうして、「新社会」という理念はフィリピン革命と結合されたのである。

(b) 政治改革――マルコス型「民主主義」理念の登場――

「新社会」の理念には「旧社会」の政治制度を改革することも含まれていた。もっともマルコスは、政権獲得当時の時点ではそうした構想は持っていなかった。一九六六年四月の演説では、『(西欧的な)リベラルデモクラシーは本来的にフィリピン人の気質に合うものである。そしてフィリピンにおけるその普及はアメリカに全面的に負っているのではなく、むしろフィリピン革命の精神に根付いているものだ』と論じ[76]、フィリピンと西欧型民主主義の親和性を主張している。西欧的理念に対するこうした肯定的態度は、マルコスの大統領就任はまさにその「アメリカ型民主主義」の手続きによってなされたという事実を反映したものであった。だがこうした評価は、戒厳令布告後逆転する。マルコスは次のように論じている。

> ……アメリカ型民主主義の自由主義的イデオロ

ギーでさえ、わが国で深い根を張るのに失敗した。というのも、その価値は、フィリピン社会の貧困層……の基本的要望と相入れないものであったからである。アメリカ型自由主義理念が確固たるものとなったのは、単に国民共同体のうちの少数のセクター、すなわち経済的・知的エリートに対してだけであった。(77)

ここに示されているような、「旧社会」の特権階層が独占的かつ恣意的に政治権力を行使しているという認識が、政治改革の必要論、つまり私的利益に固執し、大衆のそれを無視し、改革に反対する「旧社会」エリートの手から政治権力を解放せねばならないという論理を導くのである。

政治改革にあたってマルコスが重視した価値の一つは「平等」である。

> 民主主義的制度は……民主主義革命、あるいはいわゆる「中心からの革命」の前提条件である。その中心的問題は、貧困者の反乱のそれと同様、平等である。その上で、平等は、政治的領域においても必然的に生起する。(78)

つまり、「平等」や「社会正義」「富の民主化」といった諸理念で作られる「新社会」、したがって「民主主義的な」社会を実現するためには、なによりもまず、それを遂行する政府および政治システムの「民主化」、つまり「政治的平等」が実現されねばならない。マルコスはこうした「革命手順」を、ジャコバン型ーマルクス主義的革命との対比で明瞭に表している。つまり、『マルクス主義的革命では社会革命なしには政治革命はありえない（社会革命は政治革命の前提である）のだが、我々の革命においては政治システムの再形成を通じて社会変革が行われる』とされるのである。(79)

だが他方で、マルコスは次のような民主主義観も打ち出している。

> ……指導者と指導されるものとの間の不断の連絡、すなわち〔両者の〕相互同一化に向けての努力こそ、完全な民主主義へ至る序曲である。(80)

したがって、「政治的平等」と「統治者と被治者との間の意

思疎通」という二つが、マルコスの政治的「民主主義」を構成する要件なのである。それでは、これら二つの要件は一体どのようにして達成されるのであろうか。この点に関してマルコスは、一九六七年の時点で興味深い演説を行っている。

> 民主主義は参加と関与の原則に基づいていますが、これは単なる投票権のことだとしばしば誤解されています。……本当のところ、投票権は…根本的には、…無数にある他の関与・参加活動を象徴するたった一つのものに過ぎません。……もし真の民主主義的な選択が行われねばならないとするならば、どの市民も…参加せねばなりません。(81)
>
> ……私たちが早急になすべきことは、我々の民主主義の基盤を強化し、伝統的な共同体を変革の中心に結び付けることです。
>
> そのために、私たちはこれまで地方自治を強化し、バリオ議会を活性化して参りましたし、現在では共同体の発展を新たに強調しているのです。(82)

前者の演説は、その具体的方法こそ明らかにされていないが、マルコスが選挙の投票に代わる新たな政治参加のチャネルを模索していることを示している。後者は、マルコスがその「民主主義」の実現において地方的・共同体的制度を重要視していることを物語っている。そしてこれらの構想は、戒厳令布告後、各村落毎に「バランガイ制」という直接参加型の「市民集会」を形成することで結実するのである。

マルコスがバランガイ制を、「政治的平等」と「政府―国民の意思疎通」を達成する手段と考えていることは、その言説から伺い知ることができる。

> まず第一に、市民集会という形でのバランガイ制の近代化は、権力を人々の手に還元する……。一五才以上のすべての市民は、重大な国家的問題を考慮する際に自分の意見を添える資格があり、実際にそうするように義務付けられている。これは旧式の「代表制」システムをドラスティックに改良するものである。……過去、国家の重要な争点は、オリガーキーが後ろで糸を引き、政治的エリートとメディアエリートによって内輪で決定

されていた〔からである〕[83]。

そして、人々は自分の意見を述べることができるというのに、なぜ彼らは彼らを単に欺き操作するだけの代弁者を持つ必要があろうか。〔そんな必要はない。なぜなら〕市民集会が、彼らに直接的な討論の場を与える〔からである〕[84]。

このように、「新社会」の「政治的平等」は、「旧社会」エリートを政治の舞台から「排除」し、それらエリートの「介入」なしに貧困層が自らの意思を表明する制度・機会を提供したとき、初めて達成されうるものだった。そしてその制度こそ「バランガイ制」だったのである。ここでマルコスは、大衆貧困層をほぼ同質的で一様に貧しい人々の集団と考えており、バランガイ制が確立した後にそれら貧困層の個々人の間で不平等が発生する可能性についてはほとんど注意を払っていない。マルコスが「平等」という時、その念頭にあるのは、「持てる階級」と「持たざる階級」との間の平等さえ達成すれば、ほぼ自動的に「フィリピン人個々人間の平等」が生まれるという発想なのである。

他方、「意思疎通」の問題については、バランガイ制によって市民は容易に政府にアクセスできると論じた後で、マルコスは次のように述べる。

物理的に接近しやすい政府はどのようにして達成されるのだろうか。〔それは〕私が言ったように、市民集会を通じてである。……

この政治制度改革は決して微々たるものではない。それは、我々の経験でいえば、全く革命的なものである。低位にいる市民と国家権力との間の隔りは、かなりの程度狭められる。しかしとりわけ重要なことは、参加民主主義が出現したということである。……〔大衆の〕意見や感情は、政治的権威によって直接的に感じとられる[85]。

……最も低位にいる市民は、その感情や言葉を自称神聖な代弁者や世論「通訳者」に歪められることなく、〔その意見を〕聞き入れられるべきであるし、また聞き入れられねばならない。市民集会が、彼にそうした経路を提供するのである[86]。

このように、バランガイ制を確立することによって、統治者と被治者の「物理的距離」は縮小され、後者の見解は前者により直接的に伝達される。ここにおいて、マルコスの提示する「民主主義」のもう一つの構成要素、すなわち「指導者と指導される者との間の不断の連絡」、「その両者の相互同一化への努力」、したがって「完全な民主主義への序曲」が始動するのである。

以上見てきたように、マルコスの「新社会」理念は、社会経済的側面においては「富の民主化」や「社会正義」を、政治的側面においては「政治的平等」と「統治者と被治者の意思疎通」をその中核的原理とするものであった。

(c) 新共同体の模索

マルコスが以上のような「新社会」像を提示するとき、その根底にあったのは、フィリピン社会を新たな「共同体」へと再形成しようというビジョンであった。マルコスはそれを次のように表明している。

> 我々の社会的価値の本質は、元来、パキキカプワ・タオ、すなわち社会的ダイナミクスにおいて他者と連帯する人間であることという積極的感覚にみられるような、他者に対する強い関心をともなった共同体的なものである。利己主義崇拝といったものは我々には当てはまらない。なぜなら、例えば成功は、常に共有されるものだからである。ある人の成功はその家族の成功であり、またその人の属する共同体の誇りともなる。……パニニムバンという感覚――我々の利益と他者の利益のバランスを取ること、あるいは他者の関心事を考慮にいれること――の根底にあるのは、他者への関心である。……
>
> 我々の価値体系におけるこうした共同体的・全人類的展望は、民主主義革命の大きな力の源泉となっている。民主主義革命の平等をもたらす推進力は、結局のところ……共同体的で全人類的なものである。……平等主義的な社会が形成されるかどうかは、……フィリピンの共同体的かつ全人類的な価値体系を利用することと、そうした価値体系を民主主義革命の目標に適うものにすることにかかっている。(87)

新しい状況はそれぞれの、そしてどのフィリピン人も社会的目標達成のために相互に依存することを促している。そこには「バヤニハン」精神の再現がある……。この人間的連帯と協働、すなわち共同体的感覚は単に道徳的教訓であるばかりではなく、我々の時代に必要不可欠なものでもある。つまり、集団生活のとてつもない複雑性とその問題の巨大さとが、我々に人類史上類をみないほどの団結的熱意を要求するのである。(88)

ここで一般的には、「パキキパグカプワ・タオ」とは対等な人間同士の連帯を、「バヤニハン」とは共通利益のために協働し隣人や共同体を扶助することを意味するフィリピンの伝統的社会規範であり、いずれも「祖国」への愛国心をともなったものである。(89)マルコスはこうした伝統的価値を「新社会」や「民主主義革命」と、すなわちフィリピンの「発展」と結び付けた。

この結果、「新社会」の理念にも、そうした共同体的要素が色濃く映し出されている。「富の民主化」や「平等」「社会正義」といった概念は、フィリピンの国民的伝統の一つであるパグササリリ――「自立」の原則、すなわち私有財産を広範な市民に分配することで市民の自主独立気質を開発すること(90)――を表していた。また、市民的権利や自由に対するマルコスの考え方にも同様のことがいえる。『結社の自由や集会の自由、運動の自由などといった市民的諸自由は必ずしも普遍的なものではない。なぜならそれらは他者や共同体全体に大きな影響を与え得るからである。自由の無制限的な保障は、いかにそれらが基本的なものであったとしても、フィリピン市民や社会にとって必要不可欠なものを促進したり保証したりしたりはしない。それゆえ、市民的自由や権利の行使は、たとえ禁止されることはないにせよ、ある一定の規制に服さねばならない。ここで重視される価値とは、政治秩序の至上性や安定性、被治者の共同体的統一である。そして人権とは、個人と社会の両者が真の人間性と真の共同体を獲得する手段に他ならない』(91)。ここでいう「真の人間性」とは、個人としては自立――パグササリリ――しながらも、秩序や共同体を重視し、それとの関係で自己を位置付け行動する人間に他ならなかった。マルコスのこうした自由観・人間観・共同体観は、同様にフィリピンの伝統的社会規範である「バヤニハン」的共同体観――個人よりも集団の重要性を説き、共通善や共通目標の達成へと向かわせる(92)――やパグカバヤニ――常に国民共通の利益を、個人や個人の属する

グループや階級などの私的利益に優先させる心構え[93]――を反映していた。さらに、「富の民主化」の理念、すなわち私有財産を社会全体と共有し、そのために集団的目標に向けて財産を規制するという理念も、こうした連帯的・調和的共同体観に基づくものであった。これに対して、「旧社会」の政治文化はそうした「本来の文化」から逸脱したものと捉えられた。

そうした否定されるべき政治文化を修正するものとして位置付けられたのがバランガイ制であった。すなわち、『バランガイ制は、「旧社会」の政治文化に代わって、市民が全国民的な利益を重視し、政府もそうした利益を追求するという政治文化をもたらすための手段』という地位を与えられたのである[94]。さらに、バランガイ制は先に述べたような共同体的社会を形成する上でも重要な役割を果たすと論じられた。一九七三年一月の新憲法批准演説においてマルコスは次のように述べている。

> バランガイで我々が見たものは何か。バランガイにおいては政党は存在しない。ナショナリスタ党もなければリベラル党もなく、市民党もなければキリスト教社会党もない。あるのは市民だけ、一つのものとして統一された市民だけである。それゆえ、バランガイの下に統一された国と統一された市民が生じるのである[95]。

つまりマルコスは、バランガイを通じた政治参加によって社会から党派性が排除され、それによって連帯的な共同体社会が実現されると国民に訴えたのである。

さらにマルコスは、そうしたフィリピンの共同体をより広い文脈の中で位置付けようとも試みていた。選挙民としての「人民」と、祖先や子孫までも含めた共同体としての「国民」とを区別した上で[96]、後者の概念を援用し、マルコスは次のように論じている。

> 我々の人民主義的・人格的・個人主義的文化は集団的責任のみならず、それを越えて我々の歴史的責任にもとって代わられねばならない。国民(a people)として我々は〔事態の〕切迫した現在に存在しているだけでなく、歴史という連続体の中でも存在しているのである。我々は個々人として生活し、働き、そして死ぬだろうが、しかし国民(a people)として、我々は『フィリピン国民』

（The Filipino People）という幾世代もの歴史の流れの一部をなしているのである。[97]

このように、マルコスは、個人よりも全体の重要性に力点を置き、国民相互の協同性を重視した調和的共同体を想定していた。エリート対非エリート、オリガーキー層対貧困層という「旧社会」の対立項はすべて集合体としての「国民共同体」の中に解消され、「国民的調和」が達成されるというのがマルコスの「新共同体」像だったのである。

しかしながら、マルコスの共同体ビジョンにおいてはそうした「旧社会」のエリートと非エリートとの対立が解消されるとはいっても、その両者の存在それ自体が消滅するというわけではなかった。それはむしろ、「新共同体」の理念に沿うように再定義されていたのである。一九七三年の演説でマルコスは次のように述べている。

> 我々の課題の一つは、フィリピン人エリートの新たな定義を世に広めることです。新社会においては、エリートの地位は国益を認識する能力のある人々、および国家的問題へのアプローチや解決策を認識し遂行する能力を持つ人々にあります。
> ……
> フィリピン人は…少数のエリートと多数の非エリートに区分されますが、それは国家を一つの存続可能な共同体に保つような区分なのです。エリートの地位にいる人々は、国家的善を明らかにしそれを達成するという能力からその信任を引き出し、〔非エリートたる〕多数者の道徳や意志に一致するようにその社会的役割を果たすのです。
> ……
> 我々は一つの共同体です。そしてよりいっそう共同体的になるでしょう。[98]

すなわち「新社会エリート」とは、「中心イデオロギー」からも推測されるように、マルコスを筆頭とする政府に他ならない。マルコスの論理では、「新社会」という「新共同体」の調和性は、一方ではマルコスが明示的あるいは暗示的に提示する伝統的規範に従うことによって、他方では共同体の共通利益の遂行者としての政府によってもたらされるものであった。この意味で、マルコスの提示する「国民共同体」は、エリートの主

導によって達成・維持されるのである。

ここまで論じてきたマルコスの論理を総合的に判断すると、「新社会」の政治社会像の全体像が明確になってくる。

マルコスは政治勢力としての「左」と「右」同様、クライエンタリズム的な民主主義をも否定した。政治システムは個々の個人や党派、あるいは「反体制」勢力によって垂直的に分断されるべきではないと考えていたからである。さらに、オリガーキー層と貧困層の両者は調和可能で融合すべき存在であって、社会は階級によって水平的に分断されてはならず、少なくともエリートと非エリートの区別は階級に基づくものであってはならないと考えていた。それゆえ、その両者は共に一つの「国民」として、相互扶助的な共同体の中に統合された。かわりに、エリートとそうでない者との区別は政府ー国民の線に沿ってなされるべきであって、前者すなわち「中心」がフィリピン社会の変革と共同体の調和に重要な役割を果たさねばならなかった。

「新社会」の政治社会は、政府と国民という二層式のピラミッド型のものとして捉えられていたのである。「中心からの革命」が「革命」と呼ぶに相応しいものであったとすれば、それはまさにこの点についてであった。それは、「旧社会」という分裂的対立的社会状況を、「新社会」という調和的・相互扶助的・協働的社会に置き換えるという点で、理念的には「革命的」たりえたのである。

そして、結局のところマルコスにとって「民主主義」とは一体何だったのだろうか。マルコスはその「民主主義」を構成する理念として、「政治的平等」と「意思疎通の原理」を掲げた。これらの理念はバランガイ制を通じての政治参加を通じて、そしてそれによってのみ実現されるものであるとされた。したがって論理的には、マルコスの「民主主義」とは「バランガイ制を通じての政治参加」に他ならなかった。このように、「新社会」の「民主主義」概念は、そうした「制限的」かつ「マルコス的」な概念へと再定義されたのである。

ここから、マルコス体制の「名称」を巡る興味深い問題が解明される。憲法を正当性の基盤として政府およびマルコスに強大な権限を集中しているという意味で[99]、マルコスは自己の築き上げた体制を「立憲的権威主義体制」と呼んだ。この時、「権威主義」と「民主主義」という二つの概念は、通常の政治学的理解[100]とは異なり、マルコスにとって互いに相反するものではなかった。マルコスは一九七三年の新憲法承認時の談話で、『青年層は暴力的示威行動による以外には不満や意見を表明する機会や手段を持たなかったが、今日では彼らにはバランガイ制が

ある』という趣旨の発言をしている。[101] これは、政府に挑戦し、その行動能力を弱体化しかねない反体制勢力にバランガイ制による政治参加のチャネルを与えることで、その勢力を統合あるいは弱体化し、ひいては「権威主義的」政府の基礎を固めようという意思表明に他ならなかった。加えて、マルコスは数度に渡って、国民の支持に基づかない政治権力や政府は維持存続されえないという旨の発言をしているが、[102] そうした支持がバランガイ制を通じてなされるものであったとすれば、「バランガイ制を通じての政治参加」――「民主主義」――は、むしろ強大な政府――「立憲的権威主義」――を補強するものであったのである。

それでは、フィリピンの新たな「民主主義」――「バランガイ民主主義」――は、実際には一体どのように機能したのだろうか。次章ではこうした問題を検討する。

第三章　マルコス・システムの限界
――「バランガイ民主主義」について――

(1)　バランガイ制の背景

「バランガイ民主主義」は「新社会」の革新性をアピールする「目玉商品」であったが、それではなぜマルコスは従来の代議制民主主義に代えて、そうした「新概念」を導入せねばならなかったのか。マルコスが表明したその「公式」の理由についてはすでに検討したので、ここでは、マルコスが表立って明言しなかった「非公式」の理由を述べておこう。

まず、マルコスの政治的野心があげられる。一九三五年憲法の規定では、大統領の任期は二期八年までとされ、三選は禁止されていた。したがってマルコスが政権延長を図るためには憲法改正が必要であった。そこで現行の大統領制に代えて議院内閣制を導入し、合法的に権力を維持するという作戦に出た。そして実際に七二年の制憲会議ではそうした憲法改正に成功した。しかしその過程で、その野望を危惧する反マルコス派議員から、大統領経験者およびその二親等以内の人物が大統領・首相職に就くことを禁止するという「マルコス排除案」が提出（最終的

には否決）されたことは、マルコスの危機感を高めるには十分であった。

次に、政治的リーダーシップを巡る問題があった。三五年憲法体制の上院議員は大統領同様全国区から選出されるため、大統領に匹敵する政治的権威を有していた。またそうした事情から、上院議員はその背後に独自の強大な経済基盤を有している場合が多く[103]、それに政党組織が脆弱であるというフィリピン的事情が重なって、上院を大統領の思うように統制することは困難であった。もし大統領が議会を統制しようとすれば、説得工作からパトロネージの配分、場合によっては買収や脅迫に至る様々な「非効率」な手段に訴えねばならなかった。こうしたことは政治家個々というよりもむしろフィリピン政治の構造的な問題であり、したがってマルコスは「問題のあるシステム」そのものに手を加えなければならなかった。

マルコスが従来の議会制を停止するに至ったのは、こうした要因からであった。しかしそれは最終的な解決策ではなかった。フィリピンでは一九〇七年から選挙制度が存続し、さらに七〇年前後の学生運動の高揚にも例示されるように、憲法で保障された政治参加を経験してきた。こうした歴史的背景の下では、来たるべき新システムで政治参加を完全に抑圧するのは得策ではないことにマルコスは気付いていた。また、政体として議院内閣制を採用した以上、議会が再開された際に政府の地位を強化するためにも、政府と国民を直接的に結び付けるのが賢明であるとも考えられた。さらにマルコスは、六九年大統領選挙の際にバリオと直接的なクライエンタリズム関係を形成するのに成功しており、末端の草の根レベルで組織化を行うのに有利な立場にあった。こうした事情からマルコスは、新たな政治参加のチャンネルをバリオ・レベルの底辺から築き上げることに着目したのである。

地方末端の草の根レベルから直接民意を調達するというバランガイ制は、従来の代議制民主主義とは似ても似つかないものであったのに、なぜマルコスはそれを「民主主義」であると主張し得たのであろうか。この問いに答えるには、戒厳令以前のフィリピン国民の「民主主義観」を探ることが手掛かりとなる。「旧社会」政治エリートにとっては、選挙制度と議会制の存続こそが「民主主義」の重要なメルクマールであり、したがって彼らの「民主主義観」は制度的・機構信仰的なものにすぎなかった。他方、フィリピン共産党をはじめとする共産主義勢力やその影響を受けた左翼的学生運動（例えば民族主義青年団（Kabataan Makabayan; KM））にとっては、反帝国主義＝反米、

およびマルクス・レーニン・毛沢東主義に沿った「人民民主主義」こそが「真の民主主義」であった。また、「親米」的な多くの国民は、コンスタンティーノが言うように、アメリカ型民主主義制度こそが「民主主義」であると思い込んでいた[104]。またフィリピンには、垂直的権力関係をしばしば人格的なものとして捉えるという伝統的パターンが存在し[105]、ここでは少なくとも（非人格的な）制度としての「民主主義」観念など生じる余地はなかった。このように、戒厳令以前（当時）のフィリピンでは、「民主主義」が何であるかについて明確なコンセンサスがなく、極めて曖昧にすら理解されていたのであり[106]、従ってマルコスの前には既成の強力な「民主主義」概念がなかった。このため、マルコスは民主主義を「政治的平等」や「政府と市民の意思疎通」という具合に再定義することで、比較的容易に民主主義者の顔をすることができたのである。

(2) バランガイ制の出現と機能

「バランガイ」という名称そのものは、フィリピン人にとっては決して目新しいものではなかった。バランガイとは元来、スペインによるフィリピン占領以前、マレー人がフィリピン諸島へ移住する際に用いた小船を意味し、転じて、三〇ないし一〇〇家族程度からなる土着的な自治的村落を表す言葉となった。ただし、フィリピンに上陸したスペイン人はバランガイではなくバリオというスペイン語を用いたため[107]、以後、行政機構の最末端を表す用語としては後者が用いられるようになった。地方自治の最下位単位としてのバリオの地位は、一九六三年『改正バリオ憲章（Revised Barrio Charter）』によって法制化されている。したがって、多くの国民にとっては、「バランガイ」は必ずしも未知の言葉ではなかったが、「バリオ」のほうがより耳慣れた言葉であった。

さて、国民の草の根からの政治参加チャネルとしての「バランガイ制」の原型がはじめて登場したのは、戒厳令布告後の一九七二年一二月三一日の大統領令（Presidential Decree）八六号においてである。ここで「原型」というのは、大統領令八六号の時点ではバランガイではなく「市民集会（Citizen Assembly）」という名称が用いられていたからである。「市民集会」の目的は「民主的過程における市民参加の基盤を拡大すること、および重要な国家的問題について市民が自らの意見を表明する十分な機会を与えること」にあるとされた。また、「市民集会」は各バリオ、都市部においては各地区ごとに設置

され、そこに六か月以上在住する一五才以上の全住民から構成されるものとされた（大統領令八六号）。従来、選挙権が与えられていたのは二一才以上の市民であったから、同令は国政レベルでの政治参加の年齢的制限を引き下げたことになる。この点についてマルコスは、「政治参加の機会の拡大」ということと並んで、太古のバランガイでは青年層も戦闘に参加したのであり、その上現代の一五才の青年層はより政治化しているからだという理由を提示している[108]。「市民集会」の規模は、バリオや都市部の地区の大きさによって違いはあるが、おおむね一〇〇ないし五〇〇戸程度からなっていた[109]。そして翌年一月五日の大統領令八六号－Aで「市民集会」を今後は「バランガイ」と呼ぶとの布告がなされた。このようにして、バランガイ制は公式には市民がその意思を政策決定過程に反映させるための「草の根」の政治参加制度として、「上から」立ち上げられた。

「バランガイ民主主義」の「初仕事」は、同年一月中旬、新憲法承認の是非、戒厳令継続の是非をレファレンダムの形で国民に問うことであった。このレファレンダムの結果、圧倒的多数の国民が新憲法を承認し、戒厳令の継続を望んでいるものとされた。そしてマルコスは批准された新憲法の規定に基づき、同憲法中の暫定国民議会を招集しないとの発表を行った。すなわち、同憲法経過規定によれば、暫定国民議会は新憲法批准後すぐに発足すると定められていたが[110]、現職大統領には新旧両憲法の大統領権限・新憲法の首相権限が与えられるという規定[111]によって大統領は暫定国民議会が招集されるべきか否かの自由裁量権を与えられているとして、暫定国民議会の招集を停止するという布告を発令したのである[112]。ここに、戒厳令体制下の唯一の制度的政治参加チャネルとしてのバランガイ制の地位が確立したのである。

新憲法を公布し、それによって与えられた権限に基づいて「旧社会」政治エリートを排除するという一連の手続は一見合法的であり、まさに法律家出身のマルコスの面目躍如といったところであり、順調に事は運んだかに思えた。しかしそこには意外な落とし穴があった。それは新憲法批准そのものに関する問題であった。「バランガイ」なる「市民集会」を通じて、しかも挙手という方式で憲法を改正するなど、旧憲法のどこにも見当たらない規定であり、当然この点をめぐって新憲法批准は無効であるとの訴えが最高裁に提出された。これに対して最高裁は、七三年三月、六対四でバランガイを新憲法承認の基礎とすることは無効であるという判断を下した。が、新憲法が法的効力を持つことについては何ら司法的な障害はないとして、その効力

を事実上追認した。[113] この判決は法律的にはともかく、政治的には完全にマルコスの勝利であった。なぜなら、新憲法は法的に有効であるとの評決がなされたことによって、マルコスはその規定に基づき、行政権や国軍最高司令官としての権限はもちろん、立法権までも手中に収めることができ、[114] まさに合法的に「立憲的権威主義体制」を構築しえたからである。

しかしマルコスはここでも決して手を緩めず、同年七月には大統領任期延長レファレンダムを行っている。これは、旧憲法の規定では七三年一二月にマルコスの大統領任期が切れるのを踏まえて、法的正当性に隙を作らないことを目的として行われたものであった。結果は、数にして約一八〇〇万人、九〇%以上の投票者がマルコスの大統領任期延長を支持した。[115]

先ほどの新憲法批准をめぐる最高裁判決と並んで、少なくともこの時期、マルコスにとって「幸運」だったのは、マルコスの「民主主義」にとって強力な反対論がさほど現れなかったことである。無論これは、マルコスおよび戒厳令体制に反対する勢力が存在しなかったということではない。モロ民族解放戦線(Moro National Liberation Front; MNLF)を中心とするミンダナオ島のイスラム勢力は活発な分離独立武装闘争を繰り広げていたし、投獄されたアキノ元上院議員らの救援活動もみられた。しかしながら、七月レファレンダムの時点でのほとんど唯一ともいえる反対運動は、ホビト・サロンガ元上院議員らを中心とし、レファレンダムの一か月延期、戒厳令解除、言論・集会・出版の自由の回復を要求した公開状の提出にとどまり、[116]「バランガイ制は本当に『民主主義』なのか」という根本的な議論はほとんど浮上しなかった。

以降、バランガイによるレファレンダムは、次のような争点をめぐって実施されている。[117]

- 一九七五年二月：マルコスの戒厳令継続執行、地方自治体首長の公選制から任命制への移行、マニラ地域四市一三町のマニラ首都圏（メトロ・マニラ）への統合の是非を問うもの。レファレンダムの結果これらはすべて承認され、首都圏知事にはイメルダ・マルコスが任命された。
- 一九七六年一〇月：戒厳令継続と七三年憲法の改正の是非を問うもの。[118] 後者は、戒厳令体制の「正常化」として議会を再開することに照準を合わせ、大統領としてのマルコスの権限を強化することを目的としていた。
- 一九七七年一二月：マルコスが暫定バタサン・パンバンサ（Interim Batasan Panbansa; 暫定国民議会）[119] 開催後も引

き続き大統領－首相の地位にとどまることの是非を問うもの。

・一九八〇年一月：戒厳令後初の地方選挙と同時に行われ、裁判官の定年制に関するもの。

・一九八一年四月：同年一月に戒厳令が解除されたことに伴い、「新共和制」として憲法改正の是非を問うもの。このレファレンダムの結果を受けて、統治形態は七三・七六年憲法の議院内閣制から、権力をより集中したフランス第五共和制型の混合型大統領制に変更された。

・一九八四年一月：同年五月のバタサン・パンバンサ選挙を前に選挙区制を変更すること、副大統領制復活、公有地の土地なし農民への売却、都市貧民層やホームレスに土地や住宅を提供する都市土地改革の実施といった事項の是非を問うもの。

マルコスは、バランガイを上記のようなレファレンダムの動員機関とし、権力の正当化根拠として用いる一方で、それを地方自治・行政機構に組み込み制度化する作業も行っている。[120] 七四年九月二一日（戒厳令布告二周年）、マルコスは大統領令を布告し、「バランガイとはスペイン到着以前に存在していた基本的政治単位であり……〔他方〕『バリオ』という語は外来語であり、国中のバランガイから、すべてのバリオをバランガイと宣言すべきとする意思表示がある」[121]と述べた上で、五七年『バリオ憲章』以来地方再末端単位であったバリオをバランガイへと名称変更した。ここにおいて、「バランガイにおける政治参加」という概念は、(i)レファレンダムという手段による国政レベルでの意思表明と、(ii)『バリオ憲章』で規定され、一八才以上でそこに六か月以上居住する全住民から構成される地方自治機関としての「バリオ集会（Barrio Assembly）」を引き継いだ「バランガイ集会（Barangay Assembly）」への地方レベル的参加、という二つの顔を持ち合わせることになった。[122]

七五年四月の大統領令六八四号ではバランガイ青年団（Kabataang Barangay：以下『青年団』）の設置が宣言され、これは各バランガイに六か月以上居住する一五才以上一八才以下のすべての青年層（ただし七七年大統領令一〇〇二号で上限を二一才まで引き上げ）から構成されるとされた。『青年団』の運営は、『青年団』メンバーで構成されるバランガイ青年集会（Barangay youth assembly）から選出されるバランガイ青年議長（Barangay youth chairman）によって行われる。『青年団』設置にあたっては青年層の育成や「新社会」実現に向けての社

会活動、市民意識の教化などが目的として掲げられた。[123] しかし真の意図は、共産党系の民族主義青年団（KM）に対抗しうるような「親マルコス的」な組織を形成することにあった。『青年団』は運動会などの日常的レクリエーション活動にも携わる一方で、[124]『青年団』指導者の一部は秘密訓練キャンプへと送り込まれ、そこでは「新社会」計画に関する教育やマルコス夫妻の賛美が行われていた。[125]

さて、バランガイの上部機構である州（province）・市（city）・町（municipal）に目を転じると、従来の州・市・町評議会（州の場合はBoard, 市・町の場合はCouncil）はすべて七五年一一月の大統領令八二六号によってサングニアン・バヤン（Sangguniang Bayan; 以下『バヤン』）へと名称変更された。市・町『バヤン』は従来の市・町評議会メンバー、それと同数のバランガイ・キャプテンと市・町の各社会セクター代表、および市・町のバランガイ青年連合（Katipunan ng mga KB; 以下『青年連合』）議長より構成される。バランガイ・キャプテンと各社会セクター代表は各ユニットからの推薦に基づき大統領によって任命される。この「社会セクター」は、専門家・資本家・工業労働者・農民の各セクター代表から構成されていた。[126] 他方、州『バヤン』は従来の州評議会メンバー、各町『バヤン』から互選で選出された各町代表、州『青年連合』議長から構成される。[127] これらの『バヤン』システムの全国組織として、七六年の大統領令八七七号によってサングニアン連合（Katipunan ng mga Sangguniang）が設置された。サングニアン連合は州・市『バヤン』の全メンバーと社会セクター代表、州・市・町評議会の前メンバーから構成される。サングニアン連合設置の三か月後の同年四月には大統領令九二五号が布告され、全国各一三地域（Region）[128]毎に地域サングニアン連合（Pampook na Katipunan ng mga Sangguniang）が設けられ、各地域連合はそれぞれの州・市『バヤン』の全メンバーからなるものとされた。

以上のように、マルコスは「バランガイ政治参加」に国政参加・地方政治参加という二つの側面を与え、またバランガイを底辺として各級レベルの代表者をより上位の議会に送り込み、さらに社会セクター代表も加えるという形でバランガイ制をピラミッド型・職能代表的に組織化していった。「制度形成」という観点から見れば、バランガイ制に関する限り、マルコスはかなりの成果をあげたといえる。しかしより重要な問題は、それがマルコスのいう「参加民主主義」を実現するのにどの程度成功したかということである。

(3) マルコス型「民主主義」の成果と限界

仮に「民主化」を「政治参加の機会の拡大」とするならば、こと「バランガイ民主主義」に関する限り、マルコスはフィリピンに一定の「民主化」をもたらしたといえる。まず第一に、マルコスは大統領令八六号を通じて国政参加の資格年齢を一五才にまで引き下げた。第二にバランガイ制は、これまで政治的に疎外されていたような農村や都市の大衆層に国政への直接参加の機会を与えるものでもあった。加えて、従来都市部には、農村部のバリオにおける「バリオ集会」に対応するような全住民参加の地方自治的意思決定機関は存在しなかったのだが、バランガイが都市部でも整備されることで、都市大衆は地方的な直接参加の機会をも手にすることになった。(129)

バランガイ制がこうした肯定的な側面を有していたことは評価されてよい。だが他方で、バランガイ民主主義はまた限界や問題点も有していた。

まず第一の限界は、レファレンダムで提示される「争点」に関するものである。それが全国規模のスケールで行われる以上、有権者の参加手段が「イエス・ノー」式の投票になるのはやむを得ないことではある。しかし、争点が専ら「上から」一方的に提示され、しかもその内容のほとんどは大統領―首相としてのマルコスの権限強化やその任期延長に関わるものであった。例えば、七五年の地方行政に関するレファレンダムについていえば、その目的は従来国軍の側に過剰に偏っていた「支持のバランス」を是正するとともに、バリオ・キャプテンと直接的なクライエンタリズム関係を形成する際に「バイパス」した地方自治体首長に、同年末にその任期が切れるのを機に統制権を及ぼすことにあった。その一方で、「新社会建設」の目玉ともいうべき農地改革やその他の社会経済改革がレファレンダムにかけられたのは、バタサン・パンバンサ選挙を目前に控え、八三年八月の「ベニグノ・アキノ元上院議員暗殺事件」によってマルコスが劣勢に追い込まれた時期に行われた八四年レファレンダムにおいてのみであった。

バランガイ民主主義の第二の問題点は、レファレンダムが用いられる一方で、大統領令その他による大統領の立法権が認められているということであった。政治的に重要な法案は専ら大統領令によって立法化され、そのうえレファレンダムの争点が「上から」設定されることで、レファレンダムは大統領立法をチェックする性質のものではなくなってしまった。もとより、バランガイ民主主義が、国政レベルに関する限りレファレンダ

ムにおいてしか使用されなかったということも問題であった。こうしたことは、「バランガイ政治参加」がマルコスをはじめとする行政府の政策決定過程での「支持インプット」ではあっても、「要求インプット」の手段とはならなかったことを意味する。マルコスは七五年に官房長官職を廃止し、閣僚内での合議制的機関を停止するなど、行政府内ですら集権化を強めていく一方で[130]、バランガイに限らず、「健全な」インプット手段を形成できなかった。政治的取り巻きやテクノクラート、統制下におかれたメディアから入ってくる情報はマルコスやイメルダに「都合のよい」ものばかりであり、これに保安上の理由からマニラ以外に外出しなくなったことが相俟って、マルコスは次第に「現実社会」との接点を失っていく[131]。後年マルコスの健康状態が悪化し、マラカニアン宮殿に閉じこもるようになってからは、こうした傾向はさらに強まった。こうしたことは、政府と国民の距離を縮小し、両者間に「不断の連絡」関係を形成しようという「政治的意思疎通」と矛盾していた。

そして第三の問題は、バランガイ政治参加は「動員的」な性格が強かったことである。七三年一月の第一回レファレンダムに際しては、戒厳令がもたらした「恐怖の雰囲気」によって、国民はマルコスの提示した争点に対して「イエス」といわざるを得ない状態であったし[132]、同年七月の大統領任期延長レファレンダムの際には、「投票前、メディアでは〔マルコスに〕『反対』票を投じようという議論は全く」なされず、「フィリピン人は説得のみならず恐怖心や無知からレファレンダムに投票した」のであり、「マルコス信任」という結果はレファレンダム投票以前の時点ですでに予想されていた[133]。そもそもマルコスは、七月レファレンダムに備えて、国民を投票に動員する「締め付け策」に着手していた。すでに見たように、マルコスはバランガイ制においては「すべての市民は重要な国家的問題を考慮する際に自分の意見を添える資格があり、実際にそうするように義務付けられている」と論じていたが[134]、事実投票は「義務」というより「強制」の色合いが濃かった。マルコスは「有権者名簿に登録し投票することは有権者たるすべての市民の義務である」という憲法上の文言を「道徳的義務」ではなく「法律的義務」として解釈し[135]、また「バリオあるいはバランガイの登録有権者であって、正当な理由なくして投票せざる者」には一か月以上六か月以下の禁固刑に処すとの大統領令二二九号を布告していた。七七年レファレンダムの時点では、人々を投票に駆り立てるのは国政に意見を反映させるという充足感よりも、むしろそうした「強制措置」であった[136]。また、レファレンダムの内

実それ自体についてみても、投票は、そうした脅迫的措置に加えて、表現や討論の自由も制限され、争点を理解する時間も十分に与えられず、秘密投票すらままならない状態の下で行われていた。[137] このように、「バランガイ政治参加」は「自発的参加」というよりは「強制的動員」という性格が強く、「締め付け」の下で行われていた。

確かに、少なくとも戒厳令初期の時点では、レファレンダムへの高い参加率とマルコスの提示する争点に対する高い支持率の全てを強制的動員に還元するわけにはいかないだろう。なぜならバランガイ制は直接的な意思表示の機会を一般大衆にまで拡大したものであったし、またマルコスの「新社会建設」という目標に対する期待感も決して低くはなかったと思われるからである。しかし他方で、そうした強制的措置や集票時の不正操作は、それがなければ体制を正当化する「支持」の調達がマルコスの思い通りいかないことの表れでもあった。実際に、バランガイでの動員能力は徐々に低下しつつあった。[138] また、レファレンダムに対する批判も高まっていた。七五年レファレンダムにあたって、五人のカトリック関係者を含むグループが、マルコスのレファレンダム実施権限の法的正当性を巡って最高裁に提訴した。[139] 別のカトリック系組織も、レファレンダム前に最低九〇日の自由討論期間と第三者監視機関を設けるべきである、そうした条件が満たされない限りレファレンダムをボイコットするとの声明を行った。これに対してはマルコスも譲歩せざるをえず、レファレンダムを当初予定されていた七五年一月から二月二七日へ延期することを余儀無くされた。[140]

また、七五年前後から特に旧政治家を中心に議会開催要求が高まっていた。七三年憲法の暫定国民議会はすでに構成員まで決定しており、単にマルコスが「自由裁量」によって招集を中止しているだけの話であって、そうした要求が起こっても何ら不思議ではなかった。同時に、議会制復活は、マルコス体制に「民主的外観」を与え、したがって正当性の増大に寄与するものであり、またその権力基盤をさらに拡大することにもつながると考えられた。

こうした事情からマルコスは、七六年前後から議会再開を含めた正常化作業に着手する。そしてこれによって、「政治的平等」や「共同体的調和」というバランガイ民主主義の理念に新たな限界が生じることになる。これを見る前に、正常化過程の足取りを簡潔に追っていこう。まずマルコスは、正常化の第一段階として、「議会不在」に対する批判を当面の間かわす目的で、「疑似議会制度」バタサン・バヤン（Batasang Bayan; 立法諮

問議会）を設置する。

バタサン・バヤンは各地方サングニアン連合よりそれぞれ七人、合計九一人の代表に加え、閣僚、大統領指名の地域代表各一名の計一三二名（実際は一二九名）から構成され、その主たる目的は来るべき議会再開に合わせてその概要を決定し、マルコスの権限を損なわないよう、憲法改正レファレンダムの実施決議を行うことであった。ここでマルコスは、なぜバランガイ自治体を下から積み上げた形の全国組織であるサングニアン連合を用いるのではなく、新たにバタサン・バヤンなる機関を設置したのであろうか。その理由の一つとして、戒厳令体制はあくまで暫定的な危機管理的措置にすぎないというマルコスの主張にもみられるように、マルコス自身政治制度形成に関して明確な青写真を持っていなかったということもあげられる[14]。だがより根本的には、バタサン・バヤンの方が、単なる『バヤン』の集合体であるサングニアン連合に比べて、地方サングニアン連合から代表を任命する時点でより統制を及ぼすことができたからである。

こうした過程を経て暫定バタサン・パンバンサ開催へと至るのであるが、議会制復活はバランガイ民主主義に新たな限界をもたらすこととなる。まず、「民主的正当性」の基盤が暫定バタサン・パンバンサやバタサン・パンバンサへ移行したことによって、同様に合議体的機関であったサングニアン連合の政治システムにおける重要性は著しく低下した。

だが、より重要な問題は、正常化の過程で「政治的平等」や「共同体的連帯・調和」というバランガイ民主主義の理念が大きく揺らぎ始めたことであった。議会制の復活は必然的に選挙、政党政治＝「党派性」の復活を伴わざるを得ない。具体的には、七八年選挙時点では、マルコスが結成した与党『新社会運動（Kilusang Babong Lipunan; KBL）』や、戒厳令後投獄されていたアキノ元上院議員が獄中から結成した『国民の力（Lakasing Bayan; LABAN）』などがそれである。しかし、マルコスの主張においては、バランガイ民主主義が有していたそうした理念は、選挙（代議制）や党派性を排除することではじめて達成されうる性質のものであった。すなわち、「政治的平等」は、選挙を媒介として権力を獲得した「旧社会」政治エリートを権力の座から排除することによって達成されるとマルコスは考えていた。逆に言えば、選挙や代議制は、とりわけそれがエリート主義的な性質を持つとき、「政治的平等」という目標に抵触すると考えていた。また、市民の連帯性と党派性を相反するものと認識しており、議会や選挙にかわってバランガイを導入し、

党派性を根絶することによって市民間の連帯や統一性が生じると考えていた。[142] 実際、三五年憲法体制のフィリピン民主政治では社会経済的地位が政治的地位に連動するという側面を有しており、また、とりわけ農村部においては、クライエンタリズムを軸に住民（とくに小作農）が党派性に巻き込まれることが村落共同体の連帯性に対する（唯一ではないにせよ）大きな阻害要因となっていたから、[143] 先のマルコスの主張は的確な点をついている。一方で選挙と議会制を停止し、それによって党派性をも排除し、他方で全住民が合議制的・直接的に政治参加するというバランガイ民主主義は、そうした問題に対する一つの「実験」となる可能性を秘めていた。

しかし、選挙・議会制度の復活は、こうした「実験」にいとも簡単に終止符を打った。ここでは特に『新社会運動』の動向が重要である。同党は旧二大政党出身の「伝統的エリート」と、テクノクラートやクローニーといった、マルコス体制下で急成長した「新興エリート」とから構成されており、[144] 国政レベルに関する限り、「一般市民」からのリクルートメントは皆無に等しい。その凝集力はパトロン－クライアント関係、すなわち現職大統領として予算配分や人事任命など広範な権限を有するマルコスへの「忠誠心」に負うところが大きかった。

国政選挙の復活と共に、『新社会運動』各候補者は、各自の人的ネットワークや行政機構を通じて票を掘り起こすわけであるが、ここで重要な役割を果たしたのが、[145]（公人＝大統領・私人としての）マルコスからの資源供与であった。要するに、与党の選挙戦術は「旧社会」同様のクライエンタリズムによっていたのである（これに不正操作や国軍を動員しての「投票強制」が加わる）。こうした「伝統的手法」に対しては、都市部のバランガイにおいてこそ、その「政治的人物像」に基づいて候補者を選択するという行動様式も徐々に生まれつつあったが、多くのバランガイでは依然として、クライエンタリズムや人事におけるネポティズム、あるいは「儀礼的血縁関係」に基づく支持が頻繁に見られた。[146] こうした光景は、与党の「エリート主義的傾向」と相俟って、結局は「持てる者」が「持たざる者」を政治的にコントロールするという点で、戒厳令以前の政治状況と本質的に変化していなかった。ここでは、マルコスの言う「大衆を操作するオリガーキー」が、マルコス及びその傘下の「持てる」政治家にとって代わっただけの話であった。それはマルコスの主張する「政治的平等」と矛盾していたのである。

また正常化は、バランガイ・レベルにも党派性を持ち込んだ。「新社会」イデオロギーに照らし合わせれば、バランガイ・レ

ベルでの選挙は非党派的に行われるべきであり、八二年五月のバランガイ評議会とバランガイ・キャプテン選挙は表面的にはそうした形で実施された。[147] だが実際には、その選挙の当選者の大部分は『新社会運動』の息のかかった人物であった。与党が地方末端に浸透する際にも、パトロネージの配分が重要な役割を果たした。中部ルソンでは、与党よりのバランガイは政府からの予算配分に与かることができず、結局そうしたバランガイ・キャプテンが与党に鞍替えするという事態も起こっていた。[148] 先ほどのべた議会選挙の際にバランガイが「動員」の舞台となったことと合わせて、バランガイ社会は、「新社会」のイデオロギーとは裏腹に、党派性に巻き込まれていったのである。

以上のように、マルコスはバランガイなる「民主主義制度」は整えたものの、それに相応しい「民主的内実」を与えようとはせず、またそれを通じて「新社会」の政治的理念を実現するという作業に失敗した。それはマルコスが一方的に争点を提示し、強制的手段に訴えて「支持」を動員し、「民主的正当性」を確保するという、「独裁を支える」政治参加チャネルに他ならなかった。だが、その動員能力が低下するに従い、マルコスは「民主的正当性」の源泉を代議制や大統領選挙に移行させる。そしてそうした過程が、当初からその「理念」と大きく掛け離れていたバランガイ制に、新たな「矛盾」をもたらしたのである。

おわりに

以上本稿では、①マルコス体制の誕生は、マルコスの「革新性」と「伝統的政治手法」という「二面性」に立脚していたこと、②マルコスの長期支配を支えた一要因としての「新社会」イデオロギーの全体像、③その理念と現実との間には大きなギャップが存在していたこと、が明らかにされた。

もっとも、③の問題については、「バランガイ民主主義」の実像を論じるだけでは、マルコスの理念と現実の政策とのズレの全てを論じ尽くしたわけではない。それはマルコスのいう「民主主義」の政治的側面をめぐる矛盾を明らかにしたにすぎない。「社会経済的平等」というもう一つの問題については、農地改革の実績達成度に目を向けなければならないだろう。[149] しかし、「バランガイ民主主義」の事例は、理念に相応しい内実を制度に付与するか否か、つまり制度を「生かすも殺すも」、結局はそれに関わる人間次第であるということを顕著に示している。この意味で、「バランガイ民主主義」は、マルコス自身の「矛盾」

を示す十分な事例なのである。

だからといって、マルコスとそのイデオロギーを、単なる「欺瞞」と結論付けるのは早計に過ぎよう。それは「フィリピン的価値」に基づいてフィリピン社会を変革しようとする論理であった。

まず第一に、マルコスは「新社会」形成の準拠枠組みを、フィリピンの伝統的規範に求めていた。マルコスにとっての「新社会」とは、「バヤニハン」や「パクカバヤニ」といった概念で説明されるような、個人よりも集団を重視する連帯的な共同体であった。また、「富の民主化」や「政治的平等」にしても、ただ西欧的理念をフィリピンに適用しただけという単純なものでは決してなかった。前者は「パグササリリ」という規範と結び付く概念であり、他方後者はオリガーキー層と貧困層の「分裂」と解消するという意味で、そうした共同体概念と繋がっていた。

第二に、「政治的意思疎通」やマルコスを筆頭とする政府の優位性という事項についても、マルコスはフィリピン的要素の助けを借りていた。このことを理解するためには、バランガイ制のマクロ構造について論じなければならない。

フィリピン（政治）文化の原形はスペイン統治以前のバランガイ村落に求められ、その特徴は①それぞれのバランガイは全国的な統一的権力に服していない自治的・独立的な「村落国家」であること、②バランガイ内には身分に基づく階層的な構成が見られること、③各バランガイは立法・司法・行政・軍事に関する権限を保有する指導者たるタト（dato）によって率いられていること、④バランガイは有機体的な構造をもっており、その内にある全ての人間は、タトの指導に服する限り有機体としてのバランガイに統合される、という点にあり、人間の身体になぞらえられるような「有機体的階統制」というべき性質を有していた。[150]「パングロ体制」[151]とよばれるこの政治システムの形態は、①の点を除いて、マルコスが制度化していったバランガイ制と非常に類似していた。フィリピン政治社会はバランガイ毎に組織化されることを通じて国家に統合され、バランガイを底辺・再末端としてピラミッド型の政治制度が形成された。そしてその頂点に君臨するのが、立法・行政・軍事に関する権限を一手に集中したマルコスだったのであり、したがってマルコスは国家の「首長」「頭領」すなわちパングロとしての地位にあったのである。

バランガイ制が「政治的意思疎通」を可能にすると主張しえたのは、単にそれが直接的な政治参加チャネルを提供するから

というだけではなかった。人間の身体が政治システムの暗黙のアナロジーとなりえたので、マルコスという「頭」と、バランガイとそこに住む被治者という「各部位」との間に「相互連絡」が行われるという主張はより強化された。またそうしたアナロジーは、「調和的共同体」というイデオロギーとも結び付いていた。そしてパングロ体制には、指導者たる人物、すなわち「パングロ」は強大な権限を持つべきであり、人々はその指導に服するべきだという暗黙の規範が含まれていた。これがマルコスの政治システムに投影されるとき、それは政府、およびその頂点にいるマルコスの地位や権限を正当化する論理となりえたのである。

だが他方で、そうした伝統的概念は、マイナスの政治的効果をもたらしもした。それは現実政治に適用するには静態的な概念であった。マルコスが議会（それが無力なものであったとしても）を有効にコントロールするためには政党が必要であった。反マルコス派にとっても、議会をその足場とするにはやはり同様に政党を必要とした。ここに生じた「党派性」は、パングロ体制のイメージや「新社会」イデオロギーと相反し、結果的にマルコスの矛盾を浮き彫りにした。また、パングロがパングロたる所以は、それが社会の「各部位」と有機的に結び付いている点にあった。だが前章で見たように、バランガイ制にあっては、マルコスと社会とが双方向的な「連絡」を果たしたことなどなかった。この結果、マルコスは「頭」としての地位にはいたが、そうした「社会的認知」を維持することは困難になった。

六〇年代後半から七〇年代にかけて、フィリピンは政府主導の下、積極的に外資を導入し、輸出政策や輸入代替工業化などの産業化を図っていく。この点では、マルコスもまた、他の東南アジア諸国の指導者同様「近代化」を志向する政治家であった。しかし他方でマルコスは、イデオロギーの上では、決して単なる「開発＝近代化推進者」ではなかった。その理念は「フィリピン的価値」に彩られており、本質的に「伝統回帰的」だった。我々はここでもまた、マルコスの「ヤヌス」的側面を見ることができるのである。

注

(1) John H. Adkins, "Philippines 1972; We'll Wait and See", *Asian Survey* 13-2 (1973), p. 140.

(2) *Far Eastern Economic Review*, 8 January 1973, pp.

23-25.

(3) 本章でも後述するように、第一次マルコス政権の「米と道路」政策は一定の効果をあげたが、そうした政府主導の開発政策によって財政赤字は拡大し、しかもその財源は対外借入に大きく依存していたから、マルコス再選後の七〇年代初頭前後にかけてフィリピンでは対外債務問題が表面化していった。こうした事態に対する国内的措置として緊縮財政政策がとられたが、この結果七〇年の実質GNP成長率は六九年の五・三%から四・三%にまで落ち込んだ。また、対外的措置としてはペソの変動為替制への移行が実施され、これによってペソは実質的に切り下げられることとなった。このペソ切り下げはインフレの進行という形で国民経済に影響を及ぼし、これと経済不況とが結び付いた結果、市民生活の窮乏化が進むこととなった。浅野幸穂『フィリピン――マルコスからアキノへ』(アジア経済研究所・一九九二年) 七二頁―八〇頁。

また、マルコスの再選とともに、マルコスは更に権力を集中していくのではないか、憲法上は禁止されている大統領三選出馬を強行するのではないかという懸念が広まっていった。七〇年一月二六日の学生デモでは、当選後初議会出席後のマルコス・イメルダ夫妻に石や瓶、プラカードが投げつけられ、同三〇日のマラカニアン宮殿前デモではついに学生と警官隊が衝突し、四人が死亡するなど学生側に多くの死傷者が出た。七〇年末の原油関税引上げに伴う石油価格上昇に抗議したジプニー運転手の交通ストの際には、これを支援した学生集会に軍と警察が発砲し、四人が死亡するという事件が発生した。六八年に結成されたフィリピン共産党と、六九年に組織されたその軍事組織である新人民軍も、次第に勢力を拡大しつつあった。新人民軍は、小作問題が特に顕著であったルソン島中部で活発なゲリラ活動を行い、七二年までにはルソン島中・南部にまで活動拠点を拡大した。民族主義者達も、アメリカに有利なパリティ権(注六参照)の撤廃と、フィリピンを対外的脅威に晒しかねないアメリカ軍基地の撤退を要求して、活発な活動を展開していた。そして、これらの政治的社会的運動とは別に偶発的な事件も目立った。フィリピンは気候的地理的に自然災害の多い国であるが、七〇、七一、七二年にはそれぞれ地震・台風・水害が発生し、中でも七二年の水害はフィリピン史上最大の被害をもたらした。これらの自然災害はパニックを引き起こし、治安悪化の原因にもなった。『アジア動向年報一九七二年版』(アジア経済研究所・一九七二年) 三九三頁―三九四頁。Lela Garner Noble, "Politics in the Marcos Era", in John Bresnan (ed.) *Crisis in the Philippines: Marcos Era and Beyond* (Princeton University Press,

1986), pp. 78, 80-81.

更に、社会不安を一層際立たせる一連の事件として爆弾テロが続発した。その一つが「ミランダ広場事件」である。これは、選挙戦開幕の七一年八月二一日、マニラ・ミランダ広場での野党リベラル党の選挙集会で爆発が発生、九人の死者と一〇〇人にも及ぶ負傷者を出し、ロハス同党総裁を含む同党上院議員候補のほとんどが重軽傷を負うという事件であった。これについてマルコスは、この事件はベニグノ・アキノ上院議員と新人民軍の仕業によるものであるとの声明を発表した。Justus M. van der Kroef, "Communism and Reform in the Philippines", *Pacific Affairs* 46-1 (1973), p. 39.『アジア動向年報 一九七二年版』三九五頁―三九六頁。

(4) Russell J. Cheetham and Edward K. Hawkins, *The Philippines: Priorities and Prospect for Development* (Washington, D. C.: The World Bank, 1976), p. 95.

(5) 以下、ソ連派共産党については、Kroef, op. cit. (nn. 3) に基づいている。

(6) David Wurfel, *Filipino Politics: Development and Decay* (Ithaca: Cornell University Press, 1988), pp. 100-101.

なお、パリティ条項とは、一九四六年に締結されたベル通商法の条項の一つで、フィリピン国内の天然資源採掘について、フィリピン国民と同様の権利をアメリカ国民・企業にも与えるという規定である。これは、フィリピン国民・企業のみがフィリピン国内の天然資源採掘権をもつと定めた三五年憲法に違反するものであった。しかし、同通商法そのものが戦災で莫大な被害を被ったフィリピンへの援助の「交換条件」としての性格を有していたため、当時のロハス政権の下で同法受け入れのための憲法改正が行われ、締結されるに至る。

(7) Ibid., pp. 101-102.

(8) Astri Suhrke, "Political Rituals in Developing Nations: The Case of the Philippines", *Journal of Southeast Asian Studies* 2-2 (1971), p. 137.; Carl H. Lande, "Parties and Politics in the Philippines" *Asian Survey* 8-9 (1968), p. 739.

(9) 大統領の人事任命権をめぐるクライエンタリズム政治については、吉川洋子「フィリピンの政治的クライアンテリズム：大統領の任命権と任命の政治過程」『東南アジア――歴史と文化』第一六号（一九八七年）、を参照。

(10) David Wurfel, "The Philippines" *Journal of Politics* 25-3 (1963) p. 761.

(11) なお、三五年憲法体制のフィリピン上院の定数は二四で、二年毎に三分の一づつ改選される。

(12) Lande, op. cit. (nn. 8), p. 740.

(13) Ferdinand E. Marcos, *Today's Revolution: Democracy* (n.

p. 1971).

(14) Ibid., "Introduction". ここでいうインフラ整備、学生運動の概要については、それぞれ本章第二節、注(3)参照。なお、本論文では、マルコスの著作および発言からの引用に際して「 」と『 』の二つの記合を用いている。前者は原文から忠実に訳出した場合、後者は多頁にわたる原部分(例えば章)の内容を筆者が要約した場合に使用する。

(15) Ibid., pp. 66-67.

(16) Ibid., p. 81.

(17) Ibid.

(18) Ibid., p. 32.

(19) Ibid., p. 85.

(20) Ibid., pp. 38-40.

(21) Ibid., p. 41.

(22) Ibid., pp. 42-44.

(23) Ibid., pp. 45-47.

(24) Ibid., pp. 2-3.

(25) Ibid., pp. 9-10.

(26) Ibid., p. 91.

(27) Ibid., pp. 66-67.

(28) Ibid., pp. 99-100.

(29) Lande, op. cit. (nn. 8), pp. 725-726.

(30) Wurfel, op. cit. (nn. 6), p. 3.

(31) James C. Scott, "The Erosion of Patron-Client Bonds and Social Change in Rural Southeast Asia", *Journal of Asian Studies* 32-1 (1972) p. 8.

(32) James C. Scott, "Patron-Client Politics and Political Change in Southeast Asia", *American Political Science Review* 66-1 (1972), pp. 92-95.

(33) スコットは、パトロンとクライアントの関係が前者の一方的搾取・圧迫関係にならずに権力的バランスのとれた状態になりうるための条件として、地縁・血縁集団の機能的重要性が失われていないこと、クライアントたる農民にとって利用可能な土地・未開拓地が存在すること、国家権力がパトロンの地位を保証できるほど強力でないこと、をあげている。Scott, op. cit. (nn. 31), pp. 14-17.

(34) メアリー・ホルンスタイナー「タガログの社会組織」メアリー・ホルンスタイナー(編・山本まつよ訳)『フィリピンのこころ』(めこん・一九七七年)四一頁―四四頁。同「平地フィリピンにおけるレシプロシティ」同上書七三頁―七四頁。

(35) Wurfel, op. cit. (nn. 6), p. 68.

(36) Kit G. Machado, "Contituity and Change in Philippine Factionalism" in Frank P. Belloni and Dennis C. Beller (eds.) *Faction Politics; Political Parties and Factionalism in*

Comparative Perspective (California; ABC-CLIO Inc., 1978), pp. 195-203.

(37) Wurfel, op. cit. (nn. 10), pp. 758-761.

(38) Wurfel, op. cit. (nn. 6), pp. 98-100.

(39) 選挙暴力による死者数は、一九四七年二八人、六九年七〇人、七一年二〇七人となっている。浅野幸穂「フィリピン」萩原宜之（編）『世界の議会アジアII』（ぎょうせい・一九八二年）一〇二頁。

(40) 浅野・前掲書（注三）六二頁―六六頁。

(41) Wurfel, op. cit. (nn. 6), p. 88.

(42) Jose V. Abueva, "The Philippines; Tradition and Change", *Asian Survey* 10-1 (1970), p. 63.

(43) Gelia T. Castilo, Patrocinio S. Villanueva and Felicidad V. Cardero, "Local Leaders; Status, Attitudes, and Behavior", in Jose V. Abueva and Raul P. de Guzman (eds.) *Foundations and Dynamics of Filipino Government and Politics* (Manila; Bookmart, 1969), pp. 129-130.

(44) もちろん、バリオ・キャプテン自身が地方リーダーの役割を兼ねていたこともあった。この場合には、バリオ・キャプテンは常時村落内に居住していたこととその社会的威信から、クライエンタリズムの流動化は比較的小さかったものと思われる。

(45) Tito C. Firmalino, "Political Activities in the Barrio", in Abueva and Guzman (eds), op. cit. (nn. 43), p. 135.

(46) Harvey A. Averch, John E. Koehler and Frank H. Denton, *The Matrix of Policy in the Philippines* (Princeton; Princeton University Press, 1971), pp. 36-37.

(47) Ferdinand E. Marcos, *Notes on the New Society of the Philippines* (n. p., 1973), pp. 103-104.

(48) Ibid., pp. 80-81.

(49) Ibid., chap. 3.

(50) Froilan M. Bacungan, Armand F. Bonifacio, Purificacion Valera-Quisumbing et al. (eds.), *Ferdinand E. Marcos on Human Rights; A Selection of Statement on Human Rights by the President of the Philippines* (Diliman, Quezon City; University of the Philippines Law Center, 1977), pp. 80-81.

(51) Ferdinand E. Marcos, *The Philippine Experience; A Perspective on Human Rights and the Rule of Law* (n. p., n. d.), pp. 36-37.

(52) Bacungan, Bonifacio, Valera-Quisumbing et al. (eds.), op. cit. (nn. 50), pp. 108-109.

(53) Ibid., p. 14.

(54) Marcos, op. cit. (nn. 47), pp. 73-75.

(55) Ferdinand E. Marcos, *The Filipino Ideology* (Manila; The Marcos Foundation Inc., 1985), pp. 35-38.

(56) Marcos, op. cit. (nn. 13), p. 34.

(57) Marcos, op. cit. (nn. 55), p. 164.

(58) Ibid.

(59) Ibid., pp. 41-45.

(60) マルコスは戒厳令布告後、ロペス財閥やハシント財閥の資産を事実上没収しそれらを弱体化する一方で、「クローニー」と呼ばれる側近盟友財閥グループを育成・形成していく。マルコスが財界人に対しそうした「差別的措置」を行いえた背景には、そうした「選択の論理」が正当化根拠として働いていた、という議論もできよう。

(61) Bacungan, Bonifacio, Valera-Quisumbing et al. (eds.), op. cit. (nn. 50), pp. 57-58.

(62) とはいえ、マルコス自身は決して頑迷な反共主義者であったわけではない。六五年の大統領就任後、マルコスはフィリピンのベトナム派兵と国内問題を対置することで負担よりも遥かに大きい見返りをアメリカから獲得したが、ここに見られたのは冷戦思考ではなく、国益本位の柔軟な外交姿勢であった。浅野・前掲書(注三)五七頁―五九頁参照。またフィリピンは、七二年から七六年にかけて、アルバニアを除く全東欧諸国、ソ連、中国と国交を樹立している。

(63) Bacungan, Bonifacio, Valera-Quisumbing et al. (eds.), op. cit. (nn. 50), pp. 34, 55, 117.

(64) Marcos, op. cit. (nn. 55), pp. 19-20, 24.

(65) Ibid., p. 41.

(66) Marcos, op. cit. (nn. 47), p. 73.

(67) Marcos, op. cit. (nn. 13), pp. 99-100.; Marcos, op. cit. (nn. 55), pp. 68-69.

(68) Marcos, op. cit. (nn. 47), pp. 150-151.

(69) Marcos, op. cit. (nn. 55), p. 78.

(70) Ibid., p. 90.

(71) Ibid., pp. 80, 88.

(72) Philippines (Republic), *Summary of the Five-Year Philippine Development Plan, 1978-1982* (including the Ten-Year Development Plan, 1978-1987) (Manila; National Economic Development Authority, 1977), p. xviii. Cited in Robert L. Youngblood, *Marcos against the Church; Economic Development and Political Repression in the Philippines* (Ithaca; Cornell University Press, New Day Publishers, 1990), pp. 39-40.

(73) Marcos, op. cit. (nn. 55), p. 80.

(74) Marcos, op. cit. (nn. 47), pp. 83-89.; Marcos, op. cit. (nn. 55), pp. 83-85.

(75) Marcos, op. cit. (nn. 47), p. 85.; Marcos, op. cit. (nn. 55), p. 84.

(76) Bacungan, Bonifacio, Valera-Quisumbing et al. (eds.), op. cit. (nn. 50), pp. 6-7.

(77) Marcos, op. cit. (nn. 55), pp. 5-6.
(78) Marcos, op. cit. (nn. 47), p. 76.
(79) Ibid.
(80) Marcos, op. cit. (nn. 13), p. 91.
(81) Office of Media Affairs, National Media Production Center, *Quotations from Marcos* (Manila; The Marcos Foundation Inc., 1982), pp. 23-24.
(82) Bacungan, Bonifacio, Valera-Quisumbing et al. (eds.), op. cit. (nn. 50), pp. 13-14. ここでマルコスは同時に、共同体の発展のためには地域レベルでのメディアの役割が重要であるとも語っている。
(83) Marcos, op. cit. (nn. 47), p. 77.
(84) Ibid., p. 94.
(85) Ibid., pp. 78-79.
(86) Ibid., p. 96.
(87) Marcos, op. cit. (nn. 55), p. 6.
(88) Marcos, op. cit. (nn. 47), p. 90.
(89) H・デ・ラ・コスタ「フィリピンの国民的伝統」ホルンスタイナー・前掲書（注三四）一七〇頁。Jesus Solomon, "The United Experience", *Industrial Philippines* 26-9, p. 16. Cited in Tomas D. Andres, *Understanding Filipino Values; A Management Approach* (Quezon City; New Day Publishers, 1981), p. 150.
(90) コスタ・前掲論文（注八九）一五四頁―一五六頁。
(91) Marcos, op. cit. (nn. 51), pp. 60-64.
(92) Andres, op. cit. (nn. 89), p. 150.
(93) コスタ・前掲論文（注八九）一七一頁。
(94) Marcos, op. cit. (nn. 55), p. 27.
(95) Office of Media Affairs, National Media Production Center, op. cit. (nn. 81), p. 25.
(96) Marcos, op. cit. (nn. 13), p. 73.
(97) ibid, p75-76.
(98) Bacungan, Bonifacio, Valera-Quisumbing et al. (eds.), op. cit. (nn. 50), pp. 85-86.
(99) 第三章二節参照。
(100) ダールの「ポリアーキー論」に倣って民主主義体制と権威主義体制を比較するならば、前者では政治参加の制度的権利が比較的広範に与えられ、公的異議申し立てすなわち政権交替の可能性が開かれているのに対し、後者の体制ではその可能性が著しく閉ざされている、ということになろう。ロバート・A・ダール（高畠・前田訳）『ポリアーキー』（三一書房・一九八一年）参照。一般的にいって、権威主義体制においても議会制や選挙制度は形式的ながらも存在しているのが普通であり、従って制度的・外見的特徴だけをもってしては両者の差異は明確にはならない。

(101) Office of Media Affairs, National Media Production Center, op. cit. (nn. 81), p. 25.

(102) Bacungan, Bonifacio, Valera-Quisumbing et al. (eds.), op. cit. (nn. 50), pp. 122-123; Marcos, op. cit. (nn. 55), pp. 26, 37, 191.

(103) 一九六二年と七〇年の時点では、約七割の上院議員が「非常に裕福な階層」の出身となっている。Robert B. Stauffer, "Philippine Legislators and Their Changing Universe", *Journal of Politics* 28-3 (1966), p. 568. および Robert B. Stauffer, *The Philippine Congress; Causes of Structual Changes* (Sage Publications, 1975), p. 27. ただし後者は、吉川洋子「マルコス戒厳令体制の成立と崩壊――近代的家産制国家の出現」河野健二(編)『近代革命とアジア』(名古屋大学出版会・一九八七年)五七頁からの引用。

(104) レナト・コンスタンティーノ(鶴見良行監訳)『フィリピン・ナショナリズム論』(井村文化事業社・一九七七年)上巻九一頁。

(105) Justus M. van der Kroef, "Patterns of Cultural Conflict in the Philippine Life", Pacific Affairs 39-3・4 (1966-67), pp. 328-330.

(106) 八六年「二月政変」に至るフィリピン「民主化」の政治過程でも、「民主主義」概念、および「民主化」勢力の多様性が見られた。この点に関しては、藤原帰一「フィリピンにおける『民主主義』の制度と運動」『社会科学研究』第四〇巻一号(一九八八年)を参照。同論文で藤原は、フィリピンの民主化勢力を大きく「制度としての民主主義」と「運動としての民主主義」に整理し、それらの重層的競合という観点からマルコス体制末期と「二月政変」に至る政治過程を分析している。藤原論文は、ややもすると一枚岩的に捉えられかねない「民主化」勢力が、実際には多様なサブ・グループを含んでいる可能性があるということを明らかにした点で、「民主化」過程一般の分析としては極めて示唆に富むものといえよう。他方、フィリピン「民主化」過程の分析としては、「マルコス体制支持勢力」や「政治的無関心層」の存在を捨象している点が惜しまれる。「二月政変」そのものが主にマニラを中心とした「都市的現象」であったことを考えるなら、地方部や農村部には(あるいはマニラにおいてすら)広範な「親マルコス派」や「無関心層」が存在したとも推測され、それらの動向も合わせて考察することで、より実りのある「二月政変」研究が可能となるであろう。また、藤原論文では、「反マルコス」「コーリー支持」に回った人々はすべて「民主化」勢力であるという前提に立っているようだが、清水の指摘するような一種の「宗教的雰囲気」の中でその「カリスマ的魅力」からコーリーを支持する

に至った人々も多く存在すると思われ、そうした意味で、「コーリー支持者」の全てを「民主主義」の範疇で包括することには若干無理があるのではないかと筆者は考えている。清水展『文化のなかの政治――フィリピン「二月革命」の物語』（弘文堂・一九九一年）参照。

(107) 池端雪浦「東南アジア基層社会の一形態――フィリピンのバランガイ社会について」『東洋文化研究所紀要』第五四号（一九七一年）八六頁―八八頁。

(108) Ferdinand E. Marcos, *Selected Speeches of Marcos from September 1972-September 1973* (Manila; Deparment of Public Information, 1973), p. 88. Cited in Florentino G. Ayson and Jose P. Abletez, *Barangay; Its Operations and Organizations* (Metro Manila; National Book Store, 1985), p. 9.

(109) Noble, op. cit. (nn. 3), p. 89.

(110) 七三年憲法第一七条第一項。

(111) 同第三項（1）。

(112) 大統領布告第一一〇三号。『アジア動向年報一九七四年版』（アジア経済研究所・一九七五年）三九四頁―三九五頁。

(113) Jean Grossholtz, "Philippines 1973; Whither Marcos?" *Asian Survey* 14-1 (1974), p. 105;. Carolina G. Hernandez, "Constitutional Authoritarianism and the Prospects of Democracy in the Philippines" *Journal of International Affairs* 38-2 (1985), p. 245.

(114) 現職大統領によるすべての宣言・命令・布告・通達および法令は国内法の一部とされ、戒厳令解除または当憲法承認後も引き続き効力を持つ。第一七条第三項（2）。

(115) *Far Eastern Economic Review*, 13 August 1973, p. 15.

(116) *Far Eastern Economic Review*, 6 August 1973, p. 20.

(117) 以下、特に断りのない限り Ayson and Abletez, op. cit. (nn. 108), pp. 110-112. による。

(118) なお、七六年憲法改正は全九項目からなり、その主な内容は次の通り。暫定国民議会は暫定バタサン・パンバンサ（Interim Batasan Panbansa; IBP）へと、名称とともに議員選出方法が変更される（修正一号）、現職大統領は暫定バタサン・パンバンサ組織後も正規の内閣総理大臣としてその権限を引き続き行使する（同三号）、現職大統領は三五年憲法の大統領権限、七三年憲法の大統領・首相権限を引き継ぐ（同四号）など。ここにおいて、現職大統領としてのマルコスは、七三年憲法で実質的な行政権を持つ首相の地位を自動的に獲得することとなった。この点については、作本直行「フィリピンの権威主義体制と統治構造」『アジア経済』第二六巻一〇号（一九八五年）八二頁を参照。また同六号では、「現職大統領の判断において重大な緊急事態や脅威が発生していると見なさ

れた場合、あるいは暫定バタサン・パンバンサ・正規バタサン・パンバンサが作動しえないと見なされた場合には、大統領は必要とされる布告・命令・通達を出すことができ、そしてそれらは国内法の一部となる」と定められており、マルコスは引き続き立法権を行使できるものとされた。

(119) 前注参照。

(120) 以下、バランガイ制の制度化については、特に断りのない限り、Raul P. de Guzman, Mila A. Reforma and Elena M. Pangniban, "Local Government", in Raul P. de Guzman and Mila A. Reforma (eds.) *Government and Politics of the Philippines* (Singapore: Oxford University Press, 1988), pp. 213-215. に基づいている。

(121) 大統領令五五七号。安田信之『フィリピンの法・企業・社会』(アジア経済研究所・一九八五年) 八一頁。

(122) ただしこの時点では、(i)については大統領令八六号を受けて一五才以上の市民に参加の機会が与えられ、(ii)においてはバリオ憲章を引き継いで一八才以上のバランガイ住民に参加機会が与えられていたのであり、参加資格の点で違いがある。この差異は、八三年制定の地方自治法で(ii)の下限が一五才に引き下げられたことによって解消されている。

(123) Ayson and Abletez, op. cit. (nn. 108), pp. 172-173.

(124) バランガイ青年団の日常的活動の現地調査としては、大坪省三＝池田正敏「フィリピンのバランガイ――町内会類似末端地方政府と住民の生活」太田勇＝大坪省三＝前田尚美(編)『東南アジアの地方社会:その政治・文化と居住環境』(東洋大学・一九八七年) 二五五頁―二五七頁を参照。

(125) David Wurfel, "Martial Law in the Philippines: The Methods of Regime Survival", *Pacific Affairs* 50-1 (1977), pp. 19-20.

(126) Robert B. Stauffer, "Philippine Corporatism: A Notes on the New Society", *Asian Survey* 17-4 (1977), p. 404.

(127) この大統領令八二六号の規定は八三年地方自治法によって正式に法典化されている。

(128) フィリピンにおける行政用語の「地域」Region とは、開発計画などの実施の際の中央政府の行政区画であって、法人格を有しているわけではない。

(129) また、ここでは詳しくは述べないが、バランガイ制はその制度化の過程で司法機能も与えられ、法によらない、住民の調停による即事的な紛争解決が行われた。これは共同体社会の維持に比較的貢献しているという。この点については、中川剛『海洋型アジア文化の基層』(勁草書房・一九八三年) を参照。

(130) Wurfel, op. cit. (nn. 6), p. 136.

(131) Jose V. Abueva, "Ideology and Practice in the New Society", in David Rosenberg (ed.) *Marcos and Martial Law in the Philippines* (Ithaca; Cornell University Press, 1979), pp. 75-76.

(132) *Far Eastern Economic Review,* 8 January 1973, p. 25.

(133) *Far Eastern Economic Review,* 6 August 1973, p. 20.

(134) 前章第二節参照。

(135) Wurfel, op. cit. (nn. 6), p. 118.

(136) *Far Eastern Economic Review,* 30 December 1977, pp. 10-11.

(137) Abueva, op. cit. (nn. 131), pp. 47-48.

(138) Wurfel, op. cit. (nn. 6), p. 130.

(139) Lela Garner Noble, "Philippines 1975; Consolidating the Regime" *Asian Survey* 16-1 (1976), p. 179.

(140) Wurfel, op. cit. (nn. 6), pp. 119-120.

(141) Mohd A. Nawawi, "Political Participation during the First Five Years of the New Society in the Philippines", *Journal of Southeast Asian Studies* 13-2 (1982), pp. 274-276.

(142) 前章第二節参照。

(143) Willem Wolters, *Politics, Patronage, and Class Conflict in Central Luzon* (Quezon City; New Day Publishers, 1984). ただし永野善子「フィリピンの農村社会」北原淳（編）『東南アジアの社会学――家族・農村・都市』（社会思想社・一九八九年）一一〇頁―一一一頁からの引用。

(144) Luzviminda G. Tancangco, "The Electoral System and Political Parties in the Philippines", in Raul P. de Guzman and Mila A. Reforma (eds.), op. cit. (nn. 120), pp. 94-95.

(145) 例えば、八四年バタサン・パンバンサ選挙に際して、マルコスは与党候補者に総額四六億ペソもの資金を供与していた。*Far Eastern Economic Review,* 30 August 1984, p. 24.

(146) Ayson and Abletez, op. cit. (nn. 108), pp. 116-120.

(147) Ibid., pp. 115-116.

(148) Wurfel, op. cit. (nn. 6), pp. 256-257.

(149) マルコスは自ら農地改革を「新社会の試金石」と位置付け、戒厳令一月後の七二年一〇月二一日、「すべての小作農を解放する」農地改革令（大統領令二七号）を布告する。同令は小作農の即時解放を謳い、地主による土地保有を認めないという画期的な内容を含んでいた。だが、その対象地は米・トウモロコシ作付地に限定され、後には小規模地主が農地接収の対象から外された。これらによって、プランテーションの農業労働者や多くの小作農が「恩恵」から締め出された。また、実施段階での地主の抵抗や実施機関の人員・財源上の不備によって、政策それ自体も不徹底に終わった。

(150) Primo L. Agpalo, "The Philippines: From Communal to Societal Pangulo Regime", *Philippine Law Journal* 56 (1981), pp. 59-61.

(151) Ibid., p. 61. なおパングロとは、「使われるもの」を意味する接頭語の pang に「頭」を表す ulo を合わせたものであり、さしずめ「首長」「頭領」という訳語をあてることができよう。また、pangulo が通常「大統領 (president)」の意味で使われている点は興味深い。